

2025 年度

学士論文

福祉国家に内在する諸規範における
パレート効率性の地位

—ジョセフ・ヒースのパレート主義的な契約主義を擁護する—



一橋大学 社会学部 社会学科
4121228c
山口 一平

田中拓道ゼミナール

目次

序章	3
第1章 ジョセフ・ヒースと批判理論の系譜.....	6
(1-1) 批判理論とは何か	6
(1-2) ヒースの理論的射程.....	10
第2章 行為理論およびメタ倫理学的前提	12
(2-1) 道徳性の制度的理論.....	12
(2-2) ヒースによる超越論的論証	31
第3章 規範倫理学の方法論.....	36
(3-1) 再構成的アプローチ	36
(3-2) 再構成的アプローチに対し想定される批判と応答	38
第4章 福祉国家の公共経済学モデルとパレート主義.....	40
(4-1) 福祉国家に内在する規範の記述的モデル	40
(4-2) 福祉国家に内在する原理の規範的検討	45
第5章 パレート主義に向けられた批判.....	58
(5-1) コーエンとピーターソンによる批判と応答.....	58
(5-2) モリアーティによる批判.....	60
第6章 パレート主義の再擁護.....	64
(6-1) 方法論の明示化.....	64
(6-2) 契約主義および功利主義の理想理論	69
(6-3) パレート主義の現実性について	74
終章	75
参考文献	76

序章

この論文の目的は、ジョセフ・ヒースのパレート主義的な契約主義に向けられた批判に対し反駁することで、福祉国家がパレート主義的・契約主義的な規範的原理によって正統化される政治経済システムだという主張を擁護することである。この序章では、(i) 本稿の関心の所在、(ii) 主題となる問い、そして (iii) 全体の構成を示す。

(i) 関心の所在

本稿の出発点となったのは「現実的な規範的議論のできる政治哲学理論」とはどのようなものかという関心である。現代の政治哲学理論は、道徳的に「過剰」または「過少」であり、現実の政治社会とのつながりをほとんど持たなくなっている。すなわち、一方では実現可能性がなく道徳的に厳しすぎる要求しか行えない理論があり、他方では「非現実的」な主張を述べることに慎重になるあまり、何も道徳的に批判することができないような理論がある¹。政治哲学理論の非現実性の試金石として、福祉国家を規範的に肯定できるか否かという基準を挙げることができる²。現代の先進国社会においては、資本主義市場における企業や個人の自由な経済活動を主として活用しつつ、国家が市場の規制や特定の財・サービスの再分配など一定の役割を果たすという混合的な政治経済システムが当然に採用されている。その内部に様々な問題が生じているとしても、社会の基本構造としての福祉国家型資本主義が、現実的に考えて望ましいものであることは疑いえないだろう。

しかし、主要な政治哲学理論の多くは、福祉国家の規範的正統性を基礎づけることができない。例えば、現在もっとも主流のリベラルな平等主義の立場からは、福祉国家は資本主義に妥協しすぎており、その公的な活動が不十分であると評価されるだろう。だが、この理論が示す福祉国家に対する「処方箋」が、現状の福祉国家型資本主義よりも望ましいとは考えがたい。現在の社会をさらに左へ、あるいはリベラルな方向へ移行しようとした場合、社会全体の生産活動における「インプット」の問題に直面する。リベラルな平等主義者は、人々

¹ 後者の例として想定しているのは、近年注目されている「政治的リアリズム」の潮流である（山岡・大澤: 2023）。本稿も当初この政治的リアリズムに依拠して現実的な福祉国家の規範的議論を行う予定だったが、この理論からは具体的な規範的主張を一切引き出すことができなかつたため、頓挫した。

² 一般的には、福祉国家とは、市民の平均的な生活を脅かすリスク（失業、病気、自己、障害、老齢など）への補償を社会的な権利として認めるようになった現代国家のことだと説明される（田中 2023: 23）。本稿では、民間部門と公共部門のどちらか一方ではなく、その両方を活用する政治経済システム一般という、より広い意味でこの言葉を用いる。

が再分配によって生産物を受け取る「アウトプット」を拡充させようとするが、そのためのインプットをどのようにして確保するかについてはほとんどの場合沈黙している。この問題に対する解答をもたずに再分配のみを押し進めた場合、社会全体の豊かさの水準低下という、明らかに誰もが望まない事態がもたらされる。

このような、現実の福祉国家の規範的基礎づけをいかにして行えるかという問題に対し有力な解決策となるのが、カナダの哲学者ジョセフ・ヒースの「パレート主義的な契約主義」である³。ヒースの理論は、なぜ現実世界において人々が福祉国家を規範的に望ましい制度だと考えるのかを、再構成的に明示化したものである。本稿は、この理論に基づいて福祉国家を規範的に擁護することを目的としている。そのために本稿は、まずヒースの理論の全体像を、その行為理論的・メタ倫理的な前提を含め説明し、そのうえで、彼の主張に対し向けられた重要な批判への反論を行う。

(ii) 問いの明示化

ここで、本稿が取り組む問いを明示化しておく。詳細については本論の議論を踏まえなければ説明し難いため、ここではもっとも抽象度の高い形式で定式化した問いのみを示す。

問1：福祉国家に内在する規範的原理は契約主義か、功利主義か

また、問1に取り組む過程で以下のことも明らかにする。

問2：福祉国家に内在する諸規範の関係性および地位はどのようなものかといえるか

(iii) 全体の構成

本論文は大別して、第1章から第3章までの前半部と、第4章から第6章までの後半部に分けることができる。前半部では、本稿が「再構成的アプローチ」と呼ぶヒースの道徳哲学の方法論を説明する。この方法は、端的に言えば、「実践に内在する規範を再構成的に明示化する」ことを道徳哲学の役割とみなすものであり、後半で議論するヒースの福祉国家に関する議論も、この方法論に基づいて行われているものかといえる。前半部の中では、まず第1章において、以降の広範な内容に渡る議論の理解を補助するため、ヒースが哲学史上においてどのような理論的立場の系譜に位置づけられるかを確認する。次に第2章では、

³ ヒース自身は自らの主張を単に「パレート主義」または「市場の失敗アプローチ」と呼んでいる。本稿がここで「パレート主義的な契約主義」と呼称しているのは、第5章第1節で述べられるように彼のパレート主義が契約主義的であることが見落とされがちであるためである。

再構成的アプローチを理解するための前提として、「道徳性の制度的理論」および「超越論的論証」について説明する。特に道徳性の制度的理論は、合理的選択理論や進化生物学の理論を前提としたものであり、かなりの解きほぐしを必要とするものである。第3章では、第2章における議論を踏まえたうえで、再構成的アプローチの概要、および想定される批判に対するヒースの応答を紹介する。

後半部では、本稿の主題である福祉国家に内在する規範に関する議論を行う。第4章では、ヒースが示す福祉国家の再構成的な規範的モデルを3つ紹介する。そのうえで、ヒースが支持する「公共経済学モデル」および「パレート主義」の道徳哲学的なレベルでの擁護を行う。なお、パレート主義は契約主義の一形態であるため、ここでより広範な契約主義それ自体についても説明しておく。続く第5章では、ヒースのパレート主義に対し向けられた2つの批判を紹介する。そのうち一方は容易に退けられるものだが、もう一方のジェフリー・モリアーティによる2点の批判は、パレート主義の重大な問題を指摘するものである。最後に第6章では、モリアーティの批判に対する応答を試みる。具体的には、ヒースが提示した「 n 次善の理論」の方法論を応用し、福祉国家がパレート主義的、契約主義的な合意の原理に基づく社会制度であるという見方を再擁護する。

第1章 ジョセフ・ヒースと批判理論の系譜

本章では、ジョセフ・ヒースが哲学史上においてどのような理論の系譜に位置づけられるのかを示す。これは議論の本筋からの逸脱と捉えられるかもしれないが、ヒースの哲学的主張を理解するうえでは不可欠であると考えられる。理由は2つある。第一に、ヒースの関心領域は通常の哲学者よりも極めて広範である。彼の理論には、道徳哲学（メタ倫理学、規範倫理学、応用倫理学）および政治哲学だけでなく、合理的選択理論（意思決定理論とゲーム理論）、主流派経済学、進化生物学、認知科学、社会学といった他分野の知見が頻りに用いられている。これらの幅広い分野の知見が有機的に結びつけられているために、ヒースの理論の根底にどのような哲学的主張が内包されているのかを見抜くことは、彼の理論の哲学史上の位置づけを把握しておかなければ困難である。第二に、ヒースは自らの著作が批判理論およびリベラルな平等主義に結びつけられることを明言しているが、彼の主張は、一見ただけでは右派の主張と全く同等なものかのように捉えられかねないものである。例えばヒースは、政治哲学的な主張として、福祉国家はそれが「効率性」を促進するがゆえに規範的に正当化できるのだという立場を支持しているが、これはむしろ経済右派の反平等主義者が用いる論理として一般的に考えられている。ヒースが右派の側に過度に肩入れしているのではないかという不毛な誤解を防ぐためには、彼の理論が左派の問題関心から生み出されていることを知っておくべきである。

(1-1) 批判理論とは何か⁴

ジョセフ・ヒースは、自らの業績が何らかの形で、フランクフルト学派の批判理論に関連付けられるものと述べている⁵。しかし、彼が「批判理論」と呼ぶ思想の系譜は通常のこの言葉の用法よりもかなり広い範疇を指している⁶。批判理論とは、ヒースによれば「その時代で最も優れた社会科学による進歩的な政治」によって社会改良（最も極端な形では資本主義に対する革命）を目指すという、マルクスの当初の理念に動機づけられた社会理論のことを指す。このような理論を生み出す思想的動機は、マルクス自身が、自らの理論が空想的社会主義とは異なる科学的社会主義として位置づけていたことに象徴される。マルクスは、

⁴ 本節における批判理論の思想的説明は Heath (Forthcoming) に依拠している。

⁵ 研究者向け SNS プラットフォーム Academia におけるヒースのプロフィールを参照。

<https://utoronto.academia.edu/JosephHeath>

⁶ より一般的には、テオドール・アドルノやヘルベルト・マルクーゼなど、マックス・ホルクハイマーの設立したフランクフルトの社会研究所に参加した、マルクスとフロイトに影響を受けた思想家の理論として説明される（栗田・古在編 1979: 204）。

具体的になぜ社会問題が発生して、それをどう解決するかビジョンを持たない空想的社会主義者（サン・シモン、フーリエ等）を批判し、「その時代で最も優れた社会科学」であった古典派経済学を取り入れて自らの科学的社会主義理論を練り上げた。しかし、労働価値説、史的唯物論、社会階級論、恐慌論、国家論など、マルクス自身の社会科学的な主張は明らかな誤りが次々と指摘され、それ自体まったく擁護できるものではなくなった。よって、マルクス主義の資本主義に対し批判的な精神を継承しつつ、その批判的主張を各時代の有力な社会科学理論によって基礎づけた、批判理論の様々なバージョンが生み出されていった。この批判理論の定義においては、極めて広範な理論家たちがこの系譜の中に位置づけられることになる。ここではその全員について論じることはできないので、特に重要な理論的潮流（市場経済および主流派経済学との妥協と、「上部構造」の領域での議論における道徳哲学への接近）と、それを生み出した理論家についてのみ、簡単に説明しておく。

(1-1-1) 市場経済への妥協

まずは、批判理論が抱える、記述的な社会科学理論レベルでの問題点について論じる。マルクスが指摘した資本主義が内包する数々の「矛盾」や「危機」は、いまや明らかに説得力をもたなくなってしまった。もっとも典型的な理論的問題としては、ミクロレベルでの労働価値説が新古典派の価格理論に打ち負かされたこと、マクロレベルでの恐慌論が資本主義の崩壊という予測を外し続け、むしろ景気後退期における財政・金融政策など政府の適切な介入があれば、資本主義は安定的に持続可能だと示されたことなどが挙げられる。また、現実に存在する社会主義国家であったソビエト連邦が崩壊したことで、資本主義に問題があるとしても、その有力な代替案となる経済システムを提示できないという問題も深刻になった⁷。

もちろん、資本主義経済に対する正確な理論的説明と有力な代替案の提示を放棄し、現代においてもマルクス本人の理論に固執し続ける理論家は少なくない⁸。しかし、問題をより真剣に受け止め、マルクス主義を何らかの形で理論的に刷新しなければならないと考えた

⁷ ヒースが指摘する社会主義経済の主要な理論的問題として、以下の二点が挙げられる

(Heath 2025: chap.2). 第一に、価格システムなしに生産計画を立案することを、現代の市場経済の産出量を維持したままに行うことは現実的にはほとんど不可能である。フリードリヒ・ハイエクの指摘する市場の最大の利点はこの点にある。また第二に、ソースティン・ヴェブレンが指摘したように、特定の財は希少であるがゆえに社会的地位の向上につながるというゼロサムの価値構造をもっている。実際に、現代の豊かな先進国においても人々は地位を巡る競争的消費を止めようとはしていない。よって社会主義が、誰もが物質的に十分豊かで分配の問題が存在しないというポスト希少性が実現されたユートピア的社会に到達するとは考え難い。

⁸ 現代における教条主義的なマルクス主義者の例としては、マルクスの思想が気候正義の実現を可能にすると主張する齋藤幸平などが挙げられる (齋藤 2020)。

批判理論の立場も存在する。ヒースは、ドイツにおけるユルゲン・ハーバーマスと、英米における分析的マルクス主義者が、そのような同じ関心に動機づけられていたと述べている⁹。両者は、どのような「その時代最良の社会科学」に依拠したかという点で異なる。ハーバーマスの場合はタルコット・パーソンズのシステム理論を、分析的マルクス主義の場合は主流派経済学および合理的選択理論を資本主義批判のための道具として取り入れた。しかし、このような理論的相違点にも関わらず、両者は最終的には市場経済の不可避性を受け入れることになったという収斂を見せている。ハーバーマスは、生活世界が（特に経済）システムを「包囲」しなければならないが「征服」することを目指すべきではないと主張を穏健化するようになり、分析的マルクス主義においては、各論者が様々なタイプの「市場社会主義」を目指すようになった。ヒースは、どちらの妥協の根底にも、市場が「情報」の問題を解決するために不可欠な制度だという認識があったのだと説明している。ジョン・ローマーなどの分析的マルクス主義者は主流派経済学が市場を肯定するのと同じ理由から、ハーバーマスの場合は、現代のレベルで複雑な社会は言語による了解だけでなく、貨幣という操舵メディアも用いなければ維持できないというシステム論的な観点から、この「情報」の重要性を認識したという¹⁰。

(1-1-2) 道徳哲学への接近

次に、批判理論が当初のマルクスの時点では、道徳的な基盤を有していなかったという問題にどのように対処していったかを論じる。ヒースは、マルクスが一見して資本主義を道徳的に批判しているように見えるにも関わらず、彼が道徳的なものの存在に対する懐疑論者であったことを強調して説明している。これは、マルクスの資本主義批判が労働価値説に基づく搾取論という特有の前提に基づいているために可能になる、独特な立場である。マルクスによれば、商品の価値はその生産のためにどれだけ労働が投じられたかで決まり、資本家は生産手段を貸し出すだけで自ら働くことなく、労働者の生み出した価値の一部を奪っているため、労働者は資本家に搾取されている¹¹。このような論理に基づくことで、マルクス主義者は搾取を批判する際、単に自らに所有する権利があるものを奪われているのだと告発するだけでよく、正義や公正などといった道徳的な言葉を用いずに済むのである。

しかし、労働価値説が現実の商品の価格を説明できないことが示された時点で、マルクス主義では搾取の具体的な証拠を提示することが不可能になった。そのため、批判理論家たちにとってどのような理由から資本主義を批判すべきかという問題が生じる。この問題への対処法は大別して2つある。第一に、道徳懐疑論を維持し、「隠れ規範主義」的な批判を行

⁹ Heath (2009) .

¹⁰ Heath (2009) .

¹¹ キムリッカ (2005: 260-261) .

う立場がある¹²。この立場の内部でさらに二つの潮流を分けることができ、その一つがジークムント・フロイトに依拠するフランクフルト学派である。フロイトにおける、個人の内面において本能的なものが理性的なものに抑圧され、神経症を引き起こすという図式は、社会の中で個々人が文明的な生活様式によって本能を抑圧され、集団神経症を引き起こすという形で社会全体の分析に拡張することができる¹³。フランクフルト学派の理論家は、マルクスの資本主義分析とマックス・ウェーバーの合理性論、そしてこの拡張されたフロイトの心理学理論を結びつけることで、資本主義社会が大衆を合理的な生産様式の型にはめることで抑圧し、不満をもつ大衆を娯楽などの消費によって懐柔しているのだと批判した¹⁴。第一世代のフランクフルト学派によるこの主張は、大衆の抑圧をその「客観的利益」の損失としてみなすことで、搾取論と同形の非道徳的な社会批判を可能にするものであった。しかし結局のところ、フロイトの反証不可能な理論で「大衆の抑圧」を客観的に認識することはできず、社会批判の根拠として信頼するに足る主張は生み出せなかった。

もうひとつの「隠れ規範主義」的な立場は、フリードリヒ・ニーチェの影響を受けた、ミシェル・フーコーらポストモダン思想家たちである。この思想的潮流は、現代の社会学、ポストコロニアル研究、ジェンダー理論などに対し極めて強い影響を与えている。また、アメリカにおいて様々な領域で左派のアイデンティティ・ポリティクスを理論的に基礎づける「批判理論」は、基本的にこの思想に影響を受けた立場を指す¹⁵。しかし、ポストモダン思想家たちは、ニーチェ的な視点から、あらゆる近代的・合理的なものを肯定することを避けたため、自らの批判の正当性を保障する根拠を示すことができず、修辭的な執筆スタイルでその問題を不明瞭にした。フーコーは、あらゆる社会的実践および言説に「権力」（と知の結びつき）の存在を見出すが、それらは基本的に反証不可能な強い社会構築主義に基づいており、またなぜそれが問題となるのかという規範的な基礎づけも明らかにされなかった¹⁶。フーコーの分析には、社会のあらゆる領域に、強制と自発的な服従の双方によって暗黙裡に機能する社会規範の存在を見出せるという、一抹の社会学的な事実が含まれている。しかし、そのすべてを「権力」という言葉でひとくくりに批判したとしても、規範的（権力的）コン

¹² 「隠れ規範主義 (crypto normativism)」とは、ハーバーマスがフーコーを批判する際に用いた言葉である(中岡 2018: 第5章)。

¹³ ヒースと共著者のアンドルー・ポターは、このようなフロイトの主張を、それが本能を過度に押さえつけることで最終的には神経症として爆発的に発散されてしまうものだとしていることから、「心の圧力鍋モデル」と比喩的に表現している(ヒース・ポター 2021: 第2章)。

¹⁴ マルクスが「上部構造」に対する分析を行わなかったことから、後にウェーバーが官僚制や合理性の研究を行いマルクスへの批判を行ったことは批判理論の歴史をたどるうえでは重要だが、本稿の議論とは関わりが薄いため省略する。詳細はHeath(Forthcoming)を参照。

¹⁵ フクヤマ (2023: 114)。

¹⁶ フーコーが晩期に抱いていた最終的な権力観については、フーコー (1986: 119-124) を参照。

トロールの一切存在しないような状態は想像がつかないほど非現実的であるだけでなく、またそのような無秩序状態が我々にとってあらゆる意味で望ましいとは考え難いため、権力から完全に解放された状態を理想とみなすことは説得的でない¹⁷。

このように、社会批判の規範的根拠を明確にせず、それでもなお批判に従事しようとする試みはいずれも問題含みである。より有力なのは、第二の、道德哲学の問いに正面から向き合い、資本主義がなぜ道德的に批判されるに値するかを明確にするというアプローチである。もっとも直接的な批判理論と道德哲学の接近は、マルクスの主張を「たわごと無用 non-bullshit」の形で再擁護しようとした「分析的マルクス主義」の哲学的議論に見ることができる¹⁸。しかし、結局のところ批判理論家はこの時点で、「リベラルな平等主義」とほとんど同様の立場に収束すべきだと判明したとみなせる。これはもちろん、ジョン・ロールズが『正義論』を発表し、従来のリベラリズムをより平等主義的な方向へ移行させたことの影響を強く受けている。ロールズの理論は、反証不可能で疑わしい社会科学理論を前提とすることなく、資本主義が生み出す格差という問題を批判する妥当な道德的根拠を提供するように思われたため、批判理論的な精神をもった理論家の多くがロールズの陣営に引きつけられることとなった。

(1-2) ヒースの理論的射程

ここまでの議論を踏まえた上でようやく、ヒースの哲学的主張がどのような意味で批判理論的であるのかを説明することができる。ヒースの理論は極めて広範な社会科学、自然科学の学術的研究を参照するが、それは「その時代で最も優れた社会科学による進歩的な政治」を目的としており、これまで批判理論に突き付けられた問題を解決するためだといえる。まず、ヒースは資本主義経済を分析するうえで主流派経済学および合理的選択理論の説明を基本的に全面的に受け入れている¹⁹。これは、批判理論にとって、資本主義に対する現実的な妥協がどのようなものであるべきかを明示的に示すうえで必要な理論的発展である。批判理論家は、なぜ道德的理想を追求したり、資本主義の暗黙の権力性をとにかく批判したりするのではなく、妥協して市場経済を受け入れなければならないのか、そして妥協するならば、どの程度まで妥協すべきかの明確な基準を示さなければならない。ヒースは後述するよ

¹⁷ 規範的な秩序の完全な崩壊としてのアノミーが現実にはありえないということは、パーソンズ (1974: 45) の時点で既に指摘されている。パーソンズの行為理論は、フーコーが曖昧に「権力」と呼ぶものをより洗練された形で説明するものだといえる。

¹⁸ Leopold(2022)。

¹⁹ このことは、ヒースが右派の経済学者がしばしば陥りがちな、粗雑な資本主義擁護を行っていることを意味しない。例えば、ヒース (2012: 第1部) で彼は右派の経済議論の様々な問題点を批判している。

うに、市場およびそれを内包する福祉国家全体を「公共経済学モデル」に基づいて分析するが、これは資本主義を全面的に肯定するというよりも、その影響が及ぶ範囲をいかに制限（ハーバーマスが言うところの生活世界によるシステムの「包囲」）できるかを考えるうえで必要なのである。

また、ヒースは、現実の資本主義社会に対する批判を行うための、道徳哲学的な基盤を探究する。これは、批判理論が道徳的なものを非現実的だとして真剣に扱ってこなかったという問題だけでなく、道徳哲学者が現実と関わりない抽象的な公理の導出に固執してきたという、道徳哲学の側の問題にも応えようとするものである。道徳哲学におけるヒースの議論は、彼が直接師事したハーバーマスの、哲学と社会学のどちらの特徴ももつ方法論に強く影響されている。ハーバーマスの規範理論における討議倫理は、現実の人々がどのようにして規範に従った行為を行っているかという、コミュニケーション的行為の社会的な分析に基礎づけられている²⁰。すなわち、人々が現実の社会的実践のうちに既にコミットしている規範的、道徳的な行為を、哲学的に明晰な語彙によって再構成することで、規範理論を導出しているのである。ヒースの「道徳性の制度的理論」には、進化生物学や認知科学の知見に基づく人間の道徳性に対する説明がいたるところで用いられている。これは、現実世界における人々の道徳的な行為がどのようなものであるかを、ハーバーマスの依拠する社会学や人類学の理論よりも、科学的に信頼できる知見を用いて分析しようとする試みだといえる。

ヒースの批判理論は、マルクスという祖先の面影をほとんど失ってしまった子孫のようなものである。資本主義経済を妥協的に受容し、道徳哲学的な基礎づけを求め、最新の科学の知見を取り入れたことで、一見すると彼の理論は経済学的、自由主義的な意味での右派の主張かのように捉えられる。しかし、ヒースの探求の根底にある動機は依然として、「その時代で最も優れた社会科学による進歩的な政治」という批判理論のもっとも本質的な立場を引きつぐものだといえる。

²⁰ ハーバーマス (2000: 198).

第2章 行為理論およびメタ倫理学的前提

本章では、ヒースが道徳哲学（規範倫理学）の方法論として用いる「実践に内在する規範を明示化する」というアプローチを説明するための前段階として、彼の行為理論およびメタ倫理学における主張を前提として説明しておく²¹。議論はかなり遠回りをするようになるが、本稿の最終的な目的である「福祉国家に内在する規範的原理はパレート主義（効率性）である」という主張を擁護するためには、彼の特殊な方法論について理解しておく必要がある²²。ヒースは、抽象的な哲学の研究としてだけでなく、他の実証的な社会科学、さらには進化生物学などの自然科学の知見を活用して自らの規範的主張を導出している。中でも特に重要なのは、彼のメタ倫理学における道徳存在論レベルでの主張である「道徳性の制度的理論」、そして同じくメタ倫理学における動機づけの問題に対する「超越論的論証」である²³。以下では、この二つの主張を説明する。

(2-1) 道徳性の制度的理論

ヒースの「道徳性の制度的理論」は、端的に言えば、「道徳性は社会規範の集合からなる文化的システムである」ということを主張する理論である²⁴。この理論と対置されるのは、道徳性が単なる社会規範や慣習、文化的なマナーやルールとは異なる普遍的なものであるとする、伝統的な道徳哲学の立場である。一般的な道徳哲学の立場からすれば、規範的な「〜べき」に関わる道徳は、現実世界が単にそう「である」という事実とは無関係なものだということになる。

しかし、道徳哲学における道徳性の問題は、本当に事実の領域と無関係に議論できるものなのだろうか。ヒースは、現実世界における事実と道徳性がどのような関係にあるかを明らかにするうえで、人間が大規模な利他的協力を実現できる生物、すなわち超社会性を身につつ

²¹ 本章において説明されるヒースの理論は、基本的にヒース（2013）において示されたものである。

²² よって、本章は次の第3章を読んだ後に、その理論的基礎づけを確認するという形で読まれるべきかもしれない。

²³ なお、ヒース自身はこの「道徳性の制度的理論」、「超越論的論証」および、本稿の第3章において示す「再構成的アプローチ」を明確に分類しておらず、すべて制度的理論に包含されるものとして曖昧に扱っている。しかし、これら3つの主張を一つの大理論としてみなすと、その内容について議論することが極めて困難になるため、本稿ではこれらを一定程度独立した主張として扱う。

²⁴ ヒース（2013: 465,483）。

けた生物であることに注目する。なぜ人間がこのような利他性、すなわち道徳性を身につけることができたのかは、進化生物学と合理的選択理論の領域で主として扱われてきた問いである。ヒースは両分野における説明を批判的に継承したうえで、現実の人間社会において文化的に形成されてきた様々な社会規範が複雑に合わさったものこそが、我々が道徳哲学において「道徳性」と呼ぶものであると結論づける。以下では、まずメタ倫理学と社会学における議論から問題の所在を明らかにし、次に合理的選択理論、および進化生物学がどのように解答しようと試みてきたかを検討する。そして最後に、ヒースがそれらを踏まえたうえでどのような主張を支持しているのかを説明する。

(2-1-1) 問題の所在

本章で主として取り扱われる問いは、「ホブズ問題」、あるいは「秩序問題」と呼ばれてきた問題である。この問題は、世俗的な規範的政治哲学と、経験的な社会科学の両方の出発点となった疑問だといえる。すなわち、一方ではこの問いは、利己的に行動する諸個人に安定した政治的秩序を受け入れさせるためには、どのような根拠で政治権力を正統化すべきかという規範的な関心と結びつけられる。また他方では、なぜ「自然状態」では利己的に振る舞うはずだとされる各主体が、現実世界において一定程度の秩序をもった共同体を実現できているのかという経験的な社会科学の問いであるともいえる。

しかし、この秩序問題に対する正しい種類の解答は、誰であっても日常生活における観察から直観的に理解しているものである。すなわち、人間はただ自らの利益のために行動するのではなく、「規範」、「制度」、「文化」、「共通善（共有された価値）」、あるいは「道徳」などと呼ばれるものに従って行為するために、秩序だった社会を維持することが可能なのだという考えに誰もが至ることができる。この考えは、理論社会学において以前から当然視されてきたものであり、ヒースの「道徳性の制度的理論」も最終的にはこの立場と結論の軸を一にしている²⁵。最も極端な利己的主体像の支持者でない限り、人間が単なる私的利益以外の何かに従う生物であることそれ自体は、問題なく受け入れられるとあってよいだろう。

真に問題となっているのは、秩序問題への「解答」となる「規範」、「制度」、「道徳」とは、いったい何を指しているのかということである。議論がこの段階に入ると、道徳哲学と社会学は有力な解答を導き出すことができなくなった。道徳哲学においては、まったく異なる道徳的な価値および原理に基づいた様々な規範理論が乱立する一方で、そもそも道徳性とは何であるか、さらにはそれが実在しているといえるのかさえ、明らかにならなかった。また社会学においては、規範的・意味的・道徳的なものを指す膨大な数の用語と説明が生み出さ

²⁵ 理論社会学におけるこのような立場は、代表的にはデュルケームやパーソンズに見ることができる（ヒース 2013: 110-111）。また、日本では盛山和夫などが同様の立場に立っているとみなせる（盛山 2011: 48-49）。

れてきたが、大抵の場合は各々の論者が関心をもった社会領域について断片的に説明を与えただけで、客観的な証拠に裏付けられた頑健な理論は形成されてこなかった²⁶。

この、規範的・道徳的なものとは何かという問いに対しヒースは、合理的選択理論および進化生物学の理論の批判的検討という形で議論を行う。両理論の共通点は、人間の行為の説明から「道徳的」なものを消去、あるいは他のものに還元しようとする傾向であり、合理的選択理論の場合は「(広義の)自己利益」、進化生物学の場合はいわゆる「遺伝子の利益」に基づく還元主義的な説明が試みられる。これらの理論は人間行動のかなりの部分(例えば市場における価格決定や血縁者間での利他的行為)を適切に説明できる強固な理論的モデルを有しているが、慎重に検討していくと、それらが人間に特有の大規模な社会秩序の形成を説明するには不十分であることが明確になる。よって、道徳性に批判的なこれらの理論を検討し、その限界を示すことが、逆説的に何らかの形で道徳性が存在することの証左につながる。すなわちヒースは、これらの理論が何を説明「できない」かに着目し、そこに道徳性の所在を見出すのである。換言すれば、合理的選択理論および進化生物学による説明の「余り」の部分、道徳性の影響によるものとして説明されることになる。

(2-1-2) 合理的選択理論における道徳性の問題

本節では、合理的選択理論が社会秩序、および人間の道徳性の問題をどのように説明しようとしてきたかを説明する。合理的選択理論の基本的なアプローチは、人間を何らかの私的利益の最大化を目的とする合理的主体であると想定し、その行動を記述するというものである。よってこの立場からは、一見して非合理的で利他的な道徳的行為に支えられているように見える社会秩序の背景には、それが私的利益につながるという期待があるのだという形での説明が試みられる。すなわち、私的利益と区別される道徳性の存在を認めるのではなく、それを個人の利益に基づくものとして還元主義的に捉えようとするのである。

以下では、(i) まずこの理論の基礎的な説明を行い、(ii) そのうえで合理的選択理論によって秩序問題を説明しようとする試みとその限界について説明する。なお、秩序問題の考察において、進化ゲーム理論に関してはここでは取り扱わず、次節の進化生物学に関する議論において説明する。

(i) 基本的概念および用語の確認

合理的選択理論

本稿で広く「合理的選択理論」と呼ぶものは、「道具的合理性」または「実践的理性の道具的把握」の想定に基づく行為理論である。まず合理性の概念全体について説明しておこう。

²⁶ 盛山 (2021: 3-4)

合理性には、「認知的合理性」と、「実践的合理性」の2種類がある。前者は、主体の信念が世界の現実をどれだけ正確に捉えたものであるかに関わり、後者は、主体が信念に基づいて自らの欲求する目的をどれだけ効率的に達成できるかに関わる²⁷。そして道具的合理性とは、行為が実践的に合理的であるか否かを、その目的の達成度、すなわち行為の結果によってのみ評価するという帰結主義的な立場を指す。換言すれば、道具的合理性とは、「個人の目的達成の最適化」のことだと定義できる²⁸。

合理的選択理論の内部では、「意思決定理論」と「ゲーム理論」を区別することができる。どちらも主体の道具的合理性を前提とする点では共通している。両者の違いは、2人以上の主体の間の相互作用（インタラクション）と、その想定から必要となる戦略の概念を理論に組み込むか否かにある。すなわち、簡潔に言えば、意思決定理論において登場するのは単一の合理的主体と客観的世界の状態のみだが、ゲーム理論ではそこに別の合理的主体の存在を考えるため、相手の取る選択に応じてこちらがどのように動くべきかという戦略の概念が必要になるのである。

合理性を想定することの意義

ここで、なぜ合理的選択理論による人間の社会的行為の説明を検討すべきか、その意義についても簡単に述べておく。合理的選択理論の第一の利点は、記述的なモデルとしての優位性である。人々の意志決定や社会的な相互作用における諸問題の存在を指摘するうえで、単純化された形式的モデルを採用することは、単に自然言語で説明するよりも明示的にその特徴を示せるという利点を持つ。例えば、ゲーム理論において定式化されている諸問題の中には、ルソーやヒュームなど近代の哲学者によってすでにその存在が指摘されていることが少なくないが、ゲーム理論による数理的な説明は、それらに明確な理論的根拠を与えられる²⁹。また、第二に、合理的選択理論は規範的モデルとしても用いられるという利点がある³⁰。合理性の想定は、現実の人間の行動やその目的を過度に単純化したものだと批判されることも多い。しかし、現実の人間行動が複雑である理由には、その人自身が望まない非合理的な選択をしてしまっていることが少なからず影響している。合理的主体であればどのように行為するはずだと考えられるかをモデル化することは、非合理性の影響を受けず最適に行為するにはどうすればよいのかを示すという、規範的な意義があるといえる³¹。合理性

²⁷ 厳密には異なるものだが、「信念」を主体が持ち合わせている「知識」や「情報」と読み変えた方が理解しやすいと思われる。

²⁸ この定義は認知科学者のキース・E・スタノヴィッチによるものである（スタノヴィッチ 2017: 21）。

²⁹ ビンモア（2015: iii,104）。

³⁰ スタノヴィッチ（2017: 22）。

³¹ 合理性を規範的に肯定する論者の代表例として、スタノヴィッチ（2025）.スタノヴィッチは、人間が遺伝子およびミーム（文化情報のユニット）のコントロールに対抗し、自律的な意

をこのような規範的な見方で捉えた場合、なぜこの合理的選択理論のアプローチによって社会秩序の問題を解こうとするのかというモチベーションを理解しやすくなるだろう。すなわち、もし個人の最適な目的追及が社会全体の利益と相反する「集合行為問題」あるいは「囚人のジレンマ」の状況が、合理的主体像を維持したままで解決できるのであれば、合理的選択理論のモデルは極めて有力な規範理論として、人々がそれを目指すべきなのだと主張することができるのである。

なお、合理的主体像は、それが快樂主義的な個人像であると批判されることもあるが、現代の理論における「効用」概念はそういった問題含みの想定を入念に避けていることを念頭に置くべきである。主体が行為から獲得する「効用」は、主体の1つ以上の欲求を結果が満たすありさまを表現するための数値的な簡潔表現に過ぎない³²。簡潔に言い換えれば、効用とは、それが何であるかを問わない個人の「目標」あるいは「善」を、形式的に取り扱うために数値化したものだと捉えることができる。

意思決定理論

道具的合理性の理論は、単純な「信念・欲求心理学」と呼ばれる想定に基づいている。この見解では、主体は客観的世界の状態をどのように認識しているかという「信念」と、世界の状態をどのような方向へ変化させたいかという「欲求」をもつと想定される。この仮定から、意思決定を成功させるためには「行為」、「状態」、「結果」という3つのカテゴリーを記述したモデルが必要だという「サヴェッジの3分法」が導かれる³³。意思決定理論が扱うのは、どのような「行為」を選択すべきかという問いである。その判断のために、主体は実行可能な行為の結果と、可能な客観的世界の状態のそれぞれの集合を考慮する。そして、可能な「状態」がどのようなものかに関する信念と、行為の「結果」が主体にとってどれだけ望ましいかに関する欲求に基づいて、最適な行為を導く。

より正確な語彙を用いると、意思決定理論では、行為の「主観的期待効用」を最大化するにはどうすべきかが検討される。主観的期待効用は、行為の各結果が主体の欲求に照らし合わせて導かれる効用と、世界の可能な各状態が主体の信念に照らし合わせてどれだけ起こりそうだと信じているかを反映した確率を掛け合わせた期待値によって求められる。例えば、図 2.1 の意思決定の木において各行為 (A 1~3) の主観的期待効用は、その行為を選択したことによる各結果 (O 1~3) の効用と、前提となっている各状態 (S 1~3) の発生する確率を掛け合わせたものの和として求められる。

思決定を実現するために (広い) 合理性が必要だと主張している。

³² ヒース (2013: 33) .

³³ ヒース (2013: 25) .

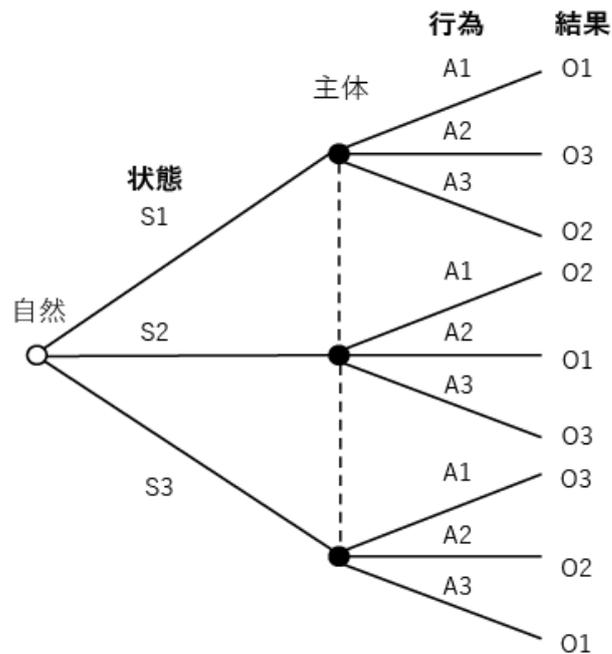


図 2.1 意思決定の木³⁴

ゲーム理論

先述したように、2人以上の合理的主体が行為をする社会的インタラクションの状況では、互いに相手がどう出るかの確率を予測しきらなければ最適な行為の選択ができないという問題から、意思決定理論のみに依拠したモデルの作成が困難になる。よって、「ゲーム理論」のアプローチが必要となる。ゲーム理論では、各プレーヤーが取りうる戦略と、その選択結果の各組合せからプレーヤーが得る利得を考えることで、インタラクションにおいてプレーヤーが取る選択がどの組に収束するのかという「均衡解」を発見することが目指される。最も一般的な解概念は、「ナッシュ均衡解」であり、これは各プレーヤーの戦略が他のプレーヤーたちの戦略に対する最適反応になっているような戦略の組合せを指す。ゲーム理論の解概念については注意すべき様々な但し書きが存在するが、それらについてはゲーム理論による秩序問題の考察で必要なものについてのみ後述する。

³⁴ ヒース (2013: 27) より、一部改変。なお、主体にとっての各結果の望ましき (優先度) は $O1 > O2 > O3$ とする。これは状況により行為の望ましきが異なることを表現している。例えば、S1の状態にあることを前提としたときには行為A1がもっとも望ましい結果O1をもたらすが、S2を前提としたときにA1を選択した場合はもっとも望ましくないO3をもたらす。

(ii) 合理的選択理論による秩序問題解決の試み

もし合理的選択理論のモデルにのみ基づいて社会的相互作用が説明しつくせるのであれば、我々は社会秩序の形成において道徳性に特別な地位を認める必要がなく、人々が十分合理的な能力を発達させていれば、自らの利益を最大化することを目的として行為するだけでおのずから社会が形成されるという結論が導かれるだろう。しかし、ゲーム理論においては様々な種類の「集合行為問題」あるいは「囚人のジレンマ」の存在が明確に示されている。集合行為問題の状況において、合理的な主体からすれば集団全体での協調を実現することよりも、裏切りを選択するほうが自らの利益につながる事が明らかであるため、これはゲーム理論による社会秩序の説明を困難にするように思われる。

もちろん、ゲーム理論の内部では集合行為問題を合理性の想定を維持したまま解決する方法に関する議論の蓄積があり、この問題それ自体に関する理解も深化している。本節において「秩序問題」としてひと括りにしてきた問題は、ゲーム理論の文脈では「調整（コーディネーション）問題」と、「協力問題」の2つに区別できる³⁵。どちらの問題を解決するうえでも、「ルール」の存在を、いかにして主体の合理性と矛盾しない形で理論に組み込めるかが鍵となる。

調整問題

まずは、解決の道筋が比較的明らかな調整問題について検討しよう。最も単純な調整問題は、図 2.2 のゲームとして表せる。状況としては、プレイヤー 1 とプレイヤー 2 が、カフェ x またはカフェ y で待ち合わせするという場面を想定する。プレイヤー 1 にとってもプレイヤー 2 にとっても、待ち合わせに失敗した場合、二人が出会うという目的が果たせなくなるため利得は 0 となる。しかし、待ち合わせの場所としてカフェ x をより好むか、カフェ y をより好むかは異なっている。このゲームのナッシュ均衡は左上と右下の両方である。すなわち相手が合理的であると想定すると、どちらも自らの好む方のカフェを選択すると予測されるのである。よってこのような場合、互いに単に戦略的に行為した場合は必ず自らの利得が 0 になってしまうため、コインの裏表などを使って左上と右下が選ばれる確率が 0.5 ずつの状況を作るという「ルール」や制度の導入が、合理的主体の間でも導かれうると考えられる。調整問題では、自己利益と全体の利益の矛盾が想定されていないため、問題は単に一つの方向にゲームの参加者の意志を統一できるか否かのみにかかっている。しかし、調整問題がどのように解決できるかを明らかにしたとしても、それは社会秩序のごく一部分の説明にしかならない。我々が秩序だった社会を形成するために必要な社会規範や道徳、法律などの大部分は、いかに自己利益の追求を抑制させ全体での最適な結果を実現できるかとい

³⁵ ヒース (2013: 64) .

		プレイヤー 2	
		カフェ x	カフェ y
プレイヤー 1	カフェ x	(1, 3)	(0, 0)
	カフェ y	(0, 0)	(3, 1)

図 2.2 調整ゲーム³⁶

う、協力問題の解決に関わっている。

協力問題

複数存在するナッシュ均衡解のうちどれか一つを確率的に選べばよいという調整問題と異なり、協力問題では基本的に裏切りの選択がナッシュ均衡解となるため、協調はさらに困難になる。

①制裁（サンクション）の導入

合理的選択理論にルールを組み込むうえで最も一般的なのは、「制裁（サンクション）」または「報酬」を導入する方法である。全体最適の実現を妨げるような行動に対しては制裁を加えて期待利得を下げたり、逆に全体のための行動に対して報酬を与えて期待利得を上げたりすることで、主体が利己的に行為したとしても協力が実現するように考えられる。事実、日常的な社会生活の中でルールや制度が機能する場面を見れば、このような制裁または報酬が数多く存在している。

制裁や報酬が確実に実行されるルールの存在を前提とした場合、合理的主体が協力に反応すると想定することには何の問題もない。問題は、いかにしてそのようなルールが形成されるのかということである。ルールの形成および維持・管理には、コストを支払わなければならないが、いったい誰がその損な役割を担うのだろうか。このことは、誰かが報酬を支払わなければならないタイプのルールにおいてはより明らかだが、制裁を行うタイプのルールにおいてもまったく同様の問題があることに注意すべきである。人間はしばしば自ら進んで他人の非協力的行為を非難し、制裁を加えようとするが、これは社会全体の利益のために

³⁶ 利得表はヒース（2013: 49）を参照した。ただし説明のために状況設定を変更している。なお、このゲームは「両性の闘い」という名で知られている。

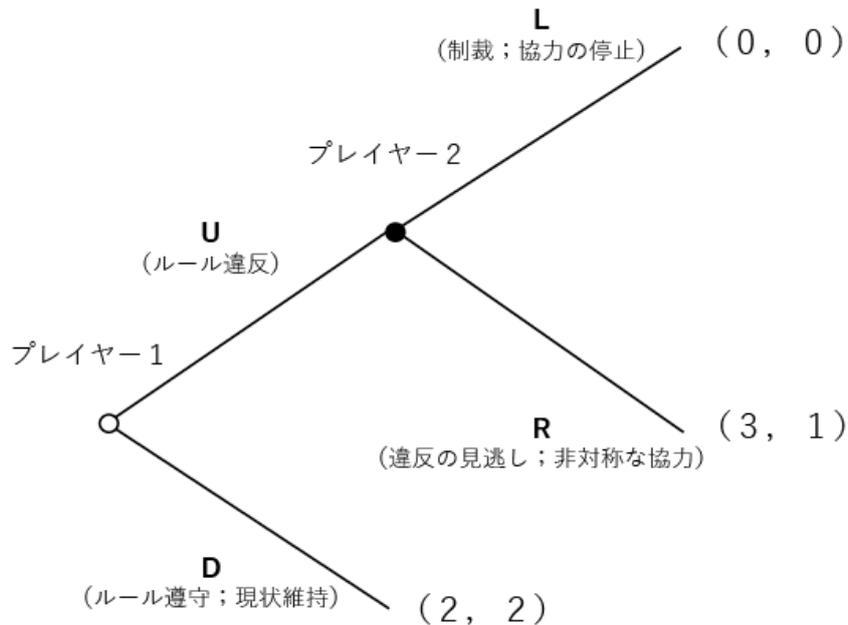


図 2.3 空脅し³⁷

コストを支払う行為に他ならない³⁸。例えば、行列に割り込む人を見かけたとき、純粋に利己的な人であれば、その人との揉め事に発展するリスクを背負うことや人を責めることの心理抵抗感をきらい、他の誰かがその人を諫めてくれるのを待つだろう³⁹。当然、全員がそのような態度を取れば割り込みをするというフリーライドがまかり通ってしまうが、そのような全体での非最適を避けるため、自らフリーライダーを懲罰しようという人は、合理性ではなく報復主義的な感情や、利他性に従って行為しているのだといえる。

フリーライドが横行し協力が失敗してしまうという望ましくない結果を避けるために、互いに非協力的な行動を行った場合は必ず制裁を加えるという契約を結ぶことや、対価を支払って監視者を雇うことなどが考えるかもしれない。しかし、結局のところ制約の実行が主体にとってコストの支払いであるという事実から、図 2.3 のゲームによって表されるよう

³⁷ ヒース (2013: 73) を参考に、協力関係という状況設定に合わせるため改変した。具体的には、D の利得を非対称な (1, 2) から相互利益的な協力関係を表現した (2, 2) に変更した。また、現状の協力関係を維持するよりもルール違反の方が利益につながることを表現するため、R を (2, 1) から、(3, 1) に変更した。なお、この変更後のゲームは最後通牒ミニゲームと呼ばれるものに等しい (ビンモア 2015: 107)。しかし、そのことは空脅しを説明するうえで特に影響しない。

³⁸ 人間がこのような制裁行動を進んで行うという「利他的懲罰」の問題については、次節の進化生物学に関する議論で再度取り上げる。

³⁹ ヒース (2013: 75)。

な「空脅し（信頼性のない脅し）」の問題が存在する。状況としては、プレイヤー1と2が協力関係（互いの利得が2, 2の状態）を構築しており、協力のルールへの違反者に対しては互いに制裁を加えるという契約を結んでいるものとする。

プレイヤー2が、もしプレイヤー1がルールに違反した場合、戦略Lを取ることで制裁するとプレイヤー1を脅したとしよう。しかし、もしプレイヤー1が違反行為をおこなってしまった（戦略Uを取りプレイヤー2の手番となる）場合、プレイヤー2の期待利得が最大化されるのは自らが協力から得られる利益を犠牲にしてでも脅しを実行すること（戦略Lの0, 0を選択すること）ではなく、プレイヤー1を見逃し、利益の非対称性を受け入れてでも協力関係を維持することである。よって、プレイヤー2が自滅を恐れず制裁を加えるというのは、2が自らの期待利得を最大化しようとしていることを前提とすると信頼性のない空脅しに映るため、プレイヤー1はルールを破ることを合理的に選択するだろう。このように、相互に制裁を行うという契約は、合理的主体が自発的に選択する動機をもたないため、ゲームに制裁を導入する場合は合理的選択理論の外部から前提として持ち込むことになる。

② 繰り返しゲーム

一回限りのゲームにおいては、上述したように自己利益を考えるだけで協力が成功するとは考え難い。しかし、ゲーム理論家たちは繰り返しゲームを想定することが、協力問題を解決するための有力な候補となることを示唆している。根底にある直観的な発想を単純化していえば、長期的な関係性の期待利得を考える場合、合理的な主体による協力関係が実現しやすいということである。繰り返しゲームでは、一回きりの協力の場合よりも、協力を将来も継続し続けることによる期待利得が大きくなるという報酬あるいは「アメ」がある。そして協力を裏切った人が現れた場合、単にそのような信用ならない人とは協力関係を打ち切るであろうという、合理的主体が選択することがもっともらしい形の制裁すなわち「ムチ」が存在する。よって、一回きりのゲームよりも協力問題を解決する見込みがあるように思われるのである。

このような直観を支持する重要な発見として、無限繰り返しゲームにおける「フォーク定理」の証明がある。フォーク定理とは、「プレイヤーの間で同一ゲームが際限なく繰り返されるとき、パレート最適な状態が繰り返しゲームの非協力均衡点として達成できることを示す」定理である⁴⁰。すなわち、一回限りのゲームにおいては、全体での最適状態（パレート最適）を実現させるには、制裁の取り決めの絶対順守や、外的な制裁執行機関の想定が必要だったが、無期限の継続的な関係性を築くという前提があれば、各合理的主体が自発的に制裁を実行することが期待できるため、協力が実現されうるのである。

しかし、繰り返しゲームにおいて導き出される均衡は、あまりに現実の協力関係と乖離し

⁴⁰ 岡田 (2021: 15-16) .

ている。第一に、繰り返しゲームは無限あるいは無期限に繰り返される場合にのみ協力を実現させるが、協力の最終回の存在が判明した場合は先々の利得のために協調する必要がなくなるため、通常の一回落りのゲームと同じく裏切りが合理的に選ばれてしまう⁴¹。よって、特定の相手と無期限に協力しあうことは説明できるかもしれないが、あらゆる期限付きの協力関係の最終回付近では裏切りが選択されるはずだという主張も受け入れなければならなくなる。そして、最終回の少し手前で相手プレイヤーが裏切りを選択すると予測されるのであれば、もう一人のプレイヤーはそのさらに手前の時点で裏切ろうとし、またそのことを予測した相手プレイヤーはもっと手前で裏切りを選択するという「後ろ向き帰納法」に基づく思考によって、結局のところ最終回の存在が判明しているゲームは初回で協力を失敗するということになる。当然のことながら、現実の社会においては期限付きの協力関係も成立しているため、このような主張が導かれることは欠点となる。

また第二に、繰り返しゲームにおいても一回限りのゲームの場合と同様、制裁の実行可能性についての疑問がある⁴²。自らコストを支払って懲罰を行うことは利他性や懲罰感情などを想定しなければ行われなため、繰り返しゲームにおいて想定される制裁の方法は、信頼できない相手との協力で損をし続けるよりは協力それ自体を止めてしまうほうが良いという合理的判断に裏付けられた、協力関係の全面的な停止となる。繰り返しゲームの均衡解として成立している協力関係は、先述した空脅しの問題を回避するために、裏切りがあった場合には必ず崩壊するものでなければならない。しかし、このような極めて強力な懲罰に裏付けられた協力関係は、二者間のインタラクションを超えた大規模な社会的協働（ n 人繰り返しゲームへの拡張）を、現実と整合的な形で説明することができない。なぜなら、協力の全面的停止という制裁を大規模な社会秩序の維持に適用した場合、裏切り者が一人でも現れれば社会それ自体を崩壊させるというような、明らかに現実には存在しない社会関係を想定しなければならなくなるためである⁴³。

③ 計画理論

ここで、なぜルールを導入が合理的には不可能であると示されてきたか、より根本的なところまで立ち返って論じよう。ひとこと言えば、問題となっているのは、「逐次合理性」を前提としていたことだといえる⁴⁴。先述した諸ゲームにおいて、誰も制裁のコストを支払おうとしなかったり、それが協力関係を破綻させると予測されながら裏切りを選択したりするような主体像の想定はあまりに愚かしく、そのように考えることは何か合理性の

⁴¹ ヒース (2013: 78) .

⁴² ヒース (2013: 79) .

⁴³ ヒース (2013: 79) .

⁴⁴ ヒース (2013: 88) .

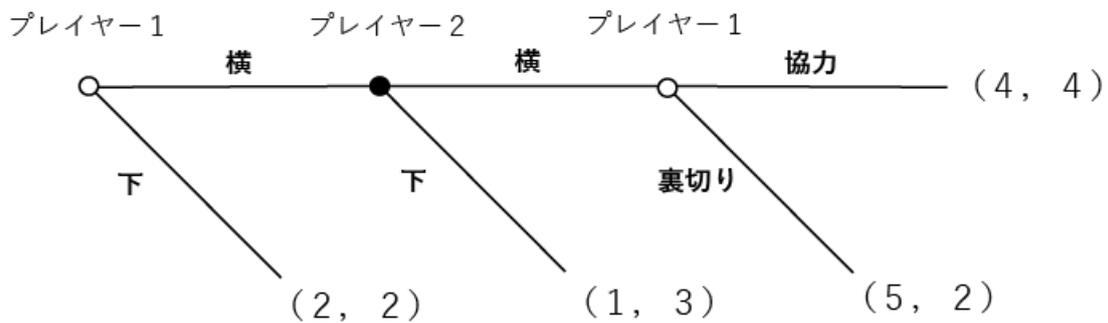


図 2.4 ムカデゲーム⁴⁵

捉え方それ自体を間違えているようにも感じられる。この疑問を明晰に示すため、図 2.4 のムカデゲーム、あるいはいも虫ゲームと呼ばれるゲームを考えてみよう。

このゲームにおける唯一の均衡は、プレイヤー 1 が最初の手番で下を選択し (2, 2) の結果で終了することである。しかし、これは両者にとって損失を出さずより高い利益になる (4, 4) を実現する機会を逃しており、このような選択が合理的だとされるのはおかしいように思われる。考えられる解決策は、一回一回のゲームでの行為から得られる利得を近視眼的に考慮する逐次的合理性の概念を放棄し、(横, 横, 協力) などの一連の「計画」を採用した際にどれだけ利得が得られるかを考え、一度計画を決めてから考え直すようなことはしないと想定することである。誰もが自らの選択する計画を堅持するという前提さえあれば、合理的に私的利益を追求するだけで、ルールを順守し協力することが選ばれると考えられる。

このような計画理論における合理性を前提とするならば、合理的主体による社会秩序の形成を一応はモデル化できるかもしれない。しかし、逐次合理性の破棄は、合理的な主体は効用の最大化ただそれだけを目的として行為するはずだという、合理的選択理論においてもっとも根本的な想定への破棄につながる。主体が常にどのような選択が効用を最大化するか考え続けるのではなく、最初に最適な計画を決めたあとは一切見直さないとする想定は、主体が「ルール遵守」を真に効用を最大化する選択よりも優先するということを意味してしまう。そして、なぜ主体が逐次的な効用最大化を犠牲にし、ルール遵守を優先すると考えるべきなのかは、合理的選択理論の枠内の根拠だけでは説明できない。

加えて、このようなルールを遵守する性向をもつことを、主体が「合理的」であることの意味に含めてしまうと、合理的選択理論がもつ、人間行動の記述的モデルとしての利点を大きく損なってしまう。すなわち、通常のゲーム理論であれば、囚人のジレンマの状況におい

⁴⁵ ヒース (2013: 87) より筆者作成。

ては合理的な人々が、合理的であるからこそ、社会的協力が失敗するであろうことを明晰に説明できる。しかし計画理論では、いかなる社会的協力の失敗も、合理的であれば遵守するはずのルールになぜか従うことができない主体たちの、不可思議な不合理性の発現としてしか説明できなくなってしまうのである。

(2-1-3) 進化生物学における道徳性の問題

本節では、どのようにして人間が社会秩序を形成する生物に進化したか、そしてそれを可能にする道徳とは何であるかという問いに対する進化生物学からの解答を検討する。進化生物学のアプローチを簡潔に要約すれば、合理的選択論が「個人の利益」に基礎づけられた道徳性の説明を試みるものであるのに対し、「遺伝子の利益」に基づく説明を試みるものだといえる。

人文・社会科学（特に哲学、文化人類学、社会学等）では、生物としての人間に対する理解と、文化的・社会的なものを別の次元に属するカテゴリーとしてみなすことが多い。さらに言えば、人間本性を生物学的に把握しようとするのを強く非難し、拒絶することも少なくない⁴⁶。このような反応が起こることには納得できる理由がある。なぜなら、人文・社会学者が擁護したいと考えている諸概念（心、魂、自由意志、ジェンダー、道徳性等）が、もし生物学的な概念に還元されてしまった場合、不都合な二択を迫られるためである。すなわち、生物学の知見を踏まえて理論を修正するか、反科学との謗りを受けることを恐れず、極端な社会構築主義的立場を取るかである。生物学的なアイデアを文化的・社会的領域において受容した場合、それが直ちに本質主義的な差別主義や優生思想へつながると考えることは誤りだが、人間にとって価値あるものが脅かされるのではないかという懸念には妥当な直観的洞察が含まれている。認知科学者のキース・スタノヴィッチが言うように、ダーウィンの進化論という他のあらゆる領域へと侵食する「万能酸」は、正しく理解されれば不穏な洞察を導くものである⁴⁷。

しかし、幸いにして、ダーウィニズムは人間にとって重要なもののすべてを説明できるわけではない。進化生物学は、人間の行動の少なくない部分をほとんどの社会科学理論より遥かに明確に説明することができるが、例えば本章の主題である「道徳性」の謎を解き明かすことには成功していない。そしてそのような限界を知るためには、進化生物学がどれだけのことを説明できるのか、正面から受け止めなければならない。ダーウィニズムの不穏さは、そこから導かれる理論を遠ざけることではなく、むしろ深く理解することでしか解消でき

⁴⁶ 進化心理学および社会生物学と他の社会科学の間の人間本性を巡る論争については、ウィリアムズ、S. (2025: 第2章,付録A) を参照。

⁴⁷ スタノヴィッチ (2025: 35)。なお、「万能酸」という比喩は哲学者のダニエル・デネットに由来する。

ないのである。ヒースの「道徳性の制度的理論」は、まさに「万能酸」をくぐり抜けたうえで導かれた理論である。以下ではこの理論を理解するための前提として、(i) 進化生物学が説明に用いる基本的概念と、(ii) それを人間の道徳性や社会秩序の形成に応用した場合の限界について確認しておく。

(i) 基本的概念の説明

進化生物学においてもっとも強力な説明の枠組みは、「包括適応度（血縁選択）」と、「互恵的利他主義」である。人間以外の生物の行動は基本的に、これらの概念を用いることで説明できる。その理論的射程は、生物の一見して利他的に見える協力行為にも及んでいる。まずは、これら生物の利他的行動を説明しうる理論的枠組みについて基礎的な理解を得ておく必要がある。加えて、問題含みだが俗説として散見される「群淘汰」の誤りと、進化ゲーム理論に基づくその批判に関してもここで解きほぐしておく。

包括適応度（血縁選択）

進化生物学の最大の武器は、ウィリアム・ハミルトンにより提唱された「包括適応度」、あるいは「血縁選択」のメカニズムである。これは簡潔に言えば、「遺伝子の利益」を定量的に測定可能にした概念だといえる。「適応度」とは、生物のある一個体が一生のうちに残した子の中で、繁殖に参加できる段階まで生存したものの数のことであり、自らの遺伝子をどれだけ次世代に残せたかを意味するといえる⁴⁸。そして、遺伝子の継承を考えた場合、一定確率で同じ遺伝子を共有している自らの血縁者が子孫を残すことも、その個体の遺伝子の適応度を高めるという形で拡張した概念が「包括適応度」である。例えば、ある人にとって、自らの子と特定の遺伝子を共有する可能性は 50%、そして自分の兄弟姉妹でも同様に 50%であるため、甥または姪では 25%になる⁴⁹。この概念によって、血縁者間での協力関係がなぜ成立しやすいかを説明することができ、いくつかの生物種においては社会関係が成立する謎までも解き明かすことができる。代表的な例が、アリやハチなどの社会性昆虫である⁵⁰。これらの生物ではコロニー内で役割分業が行われており、女王以外の雌は不妊ワーカーとして自ら子を残すことなく奉仕的に働き続ける。これは一見して、自らの遺伝子の利益に反して社会全体の利益を優先する協力行為のようにも映る。しかし実際には、不妊ワーカーの存在は、自らの母であり一日に数百から数千個の産卵が可能な女王の繁殖を支援することが、自ら子を残すよりも包括適応度の最大化につながるために、進化の結果として生まれたものだと説明できる。

⁴⁸ 長谷川寿一ほか（2022: 第 2 章）。

⁴⁹ ヒース（2013: 292）。

⁵⁰ 長谷川寿一ほか（2022: 第 8 章）

なお、包括適応度の概念からは、「個体の利益」と「遺伝子の利益」が異なるものであり、場合によっては相反することもあるという、直観的な印象に反する結論が導き出されることに注意すべきである。すなわち、ある生物個体が自らの利益を最大化するために選択する行為と、遺伝子の利益の最大化につながるがゆえに意識的、無意識的に選択してしまう行為が、一致するとは限らないのである。この点が、合理的選択理論と進化生物学の説明の間に対照的な差異を生み出している。例えば、働きバチにとって、侵入者に対し針を刺すことでコロニーを防衛することは包括適応度の維持につながるが、その際に内蔵が体外に出てしまうため当該個体は死亡する⁵¹。リチャード・ドーキンスは、生物個体は遺伝子の「乗り物」にされているのだと比喩的に表現している。遺伝子それ自体は次世代の個体に継承されることで不滅のものとなるが、その過程で「乗り物」となる個体の利益が損なわれるということはままあることなのである⁵²。

互恵的利他主義

ロバート・トリヴァースにより提唱された「互恵的利他主義」は、より間接的な意味で遺伝子の利益につながる協力のメカニズムであり、非血縁者間の協力関係にも適用できる。互恵的利他主義の基本的な構造は、「ぼくの背中を掻いておくれ、ぼくは君の背中を掻いてあげる」という言葉で要約できる⁵³。すなわち、互いに利他的行動をしあうことで当該個体の適応度が上昇する場合には、非血縁者間であっても協力関係が成立しうるのである。互恵的利他主義には、相互の利他的行為によって各個体が直接利益を受ける「直接互恵性」と、ある集団内で利他的行為を行うことがその個体の「評判」の向上につながり、後に別個体からお返しを得られるという「間接互恵性」の二種類がある。なお、互恵的利他主義は、ゲーム理論の用語で言い換えれば、無期限の繰り返しゲームではパレート最適が実現できるというフォーク定理が成り立つという先述したメカニズムのことを指している⁵⁴。ただし、互恵的利他主義とゲーム理論では想定する個体ないし主体像が異なることに注意すべきである。ゲーム理論では意識的に行為する合理的な人間の主体像を想定するので、協力問題はより深刻となるが、より単純な思考能力しか持たない生物個体を想定する場合、後述する進化ゲームのメカニズムによって比較的容易に協力が成立しうる。

群淘汰と進化ゲーム理論

⁵¹ ドーキンス(2018: 46).

⁵² 誤解されることが多いが、ドーキンスの『利己的な遺伝子』における主張は、人間が遺伝子に支配されているということではなく、むしろ人間こそが遺伝子およびミームに対し反逆することのできる唯一の生物だということである(ドーキンス 2018: 345)。この考えは、注 14 において紹介したスタノヴィッチの合理性に対する肯定的な見方にも強く影響を与えている。

⁵³ ドーキンス (2018: 289).

⁵⁴ ビンモア (2015: 16).

通俗的な進化論の認識においては、生物個体が「種の利益」、すなわち集団全体の遺伝的な適応度を向上させるために利他的な自己犠牲を行うよう進化したという「群淘汰」の誤りが犯されることが多い。この考えは1960年代ごろまでは生物学の内部でも影響力をもっていたが、現代の進化生物学では論争の末、この群淘汰は個体淘汰に比べて極めて弱い効果しか持たないという見解が通説となっている⁵⁵。個体淘汰を支持するアイデアを簡単に要約すると、全体の利益のために自己犠牲を惜しまない利他主義者の集団があったとしても、そこに少数でも利己的な個体がいるならば、他の利他主義者よりも生き残って自らの遺伝子を残す確率が高くなる⁵⁶。そして何世代かを経ると、利己主義者の遺伝的形質をもつ個体が多数派の集団になるはずである。

このような見解は、生物学者ジョン・メイナード・スミスらによる「進化ゲーム理論」の考えと「進化的に安定な戦略 (ESS)」の概念を用いてより正確に説明できる。通常のゲーム理論における「戦略」は、合理的な主体がゲームの期待利得と相手の取る戦略を考慮したうえで意識的に選択するものであった。しかし、進化ゲーム理論における主体は複雑な思考を行わない生物個体のようなものであり、一つの「戦略」を遺伝的形質により決定（プログラム）された所与として常に選択し続けると想定される。このように想定することで、自らの遺伝子の適応度を高めない戦略を取り続ける個体がどのように淘汰され、逆に最適な戦略を取る遺伝子を持つ個体が集団内で増殖していくかを記述することができる。最終的には、集団の大部分の個体が特定の戦略を採用しており、そこに他の戦略を取る個体が発生しても、多数派に成り代われるほど適応度が高まらない状況が成立する。このときの集団の大部分で採用される戦略を「進化的に安定な戦略」と呼ぶ。この概念を用いることで、個体が一見して集団全体を存続させるために行動しているように見えていても、それがあくまで集団内で他の個体を取る戦略に対して、自らの適応度を最適化するための戦略として選択されたに過ぎないケースが大半だと示される。

(ii) 道徳性の進化生物学的説明とその限界

上述した進化生物学の理論が、人間社会の協力関係をどれだけ説明できるかの検討に移る。包括適応度と互惠的利他主義による説明は、人間の社会に対してもかなりの程度有効である。例えば、先述したように血縁者間での協力関係は、それがより遠い親類になればなるほど困難になるということも含めて、包括適応度に基づいて説明できる。また、互惠的利他主義は、我々が過去に助けてくれた人に対し、別の機会に優遇するという「友情」のタイプの協力関係を説明できると考えられる。

しかし、進化生物学的な説明を検討するうえで念頭に置いておくべきなのは、自然界では

⁵⁵ 長谷川寿一ほか (2022: 第4章)。

⁵⁶ ドーキンス(2018: 49)。

血縁関係を越えた大規模な協力関係の成立がほとんどみられないにもかかわらず、それが人間においては成立しているという事実である。よって、他の生物にも共通する血縁選択と互恵的利他主義を単に拡張しただけでは、人間の社会秩序を説明するうえで不十分である。もしこれらのメカニズムによって、究極的には遺伝子の利益に貢献するということが原因で人間の協力関係が可能になっているというのであれば、なぜそのような遺伝的に有利な形質が他の生物では見られないのかを説明しなければならない。この点に関して、互恵的利他主義に基づく協力、およびその利害関係から発生する「政治」がチンパンジーなど人間の近縁種において一般的に見られるにも関わらず、100以上の個体からなう社会を維持できないという事実は示唆的である⁵⁷。繰り返しゲームにおけるフォーク定理の検討からも分かるように、相互利益のみに基づく協力は、裏切りが起こった場合には即座に崩壊させるという制裁に基礎づけられているがゆえに極めて不安定で、大規模な社会の形成に適さないのである。

その点、互恵的利他主義を拡張した「強い互恵性」の仮説は、人間と他の生物の違いを一応は説明するモデルである⁵⁸。このモデルでは、人間がなぜ他の生物と異なり、コストを支払ってでも積極的に裏切り者を罰しようとする「利他的懲罰」を頻繁に行うのかに注目する。そして、利他的懲罰の背景には、人間が他の生物よりもはるかに強く互恵的な協力関係に惹きつけられる、強い互恵性の心理的性向があるのだと説明する。そして、そのような心理的性向は、将来の利益の最大化のために懲罰が必要となる長期間の協力関係にだけ反応し、一回限りの囚人のジレンマゲームのような状況では将来の利益が関わらないために反応しないという「オン・オフ」が切り替えられるものではなく、常に働き続けるのだという。こうして、人間の強化された、どのような状況でも働く互恵的利他主義によって、大規模な社会秩序が可能になると説明される。しかし、この仮説は人間が集合行為問題を解決する能力を過剰に強調してしまっており、逆になぜ現実の人間がこれほど協力することに失敗し、多くの囚人のジレンマ状況を生み出しているのかを説明できなくなるという欠点がある。人間がなぜ利他的懲罰を行うのかに関しては、後述する文化進化論のほうがより妥当な説明を提供できる。

(2-1-4) 文化進化論による道徳性の制度的説明

ここまで、「個体の利益」に基づく合理的選択理論、「遺伝子の利益」に基づく進化生物学が、いずれも人間の生み出す大規模な社会秩序と、それを支える道徳性を説明するうえで限界をもつことを示してきた。本節では、これらに対しヒースが代替案として示す「道徳性の

⁵⁷ ヒース (2013: 307)。チンパンジーの政治的行動についてはドゥ・ヴァール (1984: 286) が詳しい。

⁵⁸ ヒース (2013: 306-319)、ギンタス (2011: 68-70)。

制度的理論」の内容を説明する。なお、この理論は基本的に生物学における「文化進化論」の研究成果に依拠しており、内容の面ではこの分野の諸理論を組み合わせたものに相違ない。ヒースの主張の独自の点は、この文化進化論が示す文化的学習によって形成された社会規範と、道徳哲学者が抽象的なアプローチで生成した規範理論の関係性を明らかにしたことにある。すなわち、哲学者たちは文化進化論者の示す社会規範としての道徳性を、自らが擁護する普遍的な原理としての規範理論とは別のもの（前者が単に慣習として形成されたものにすぎず、後者は真に道徳的に重要なものだとみなす）だとする傾向があるが、彼は現実の社会規範こそが、道徳哲学の抽象的議論の土台になっていると主張するのである。

以下ではまず、(i) 文化進化論の道徳性に対する説明を確認し、(ii) その知見をヒースが道徳性の制度的理論としてどのように援用しているのかを説明する。なお、制度的理論に対して想定される批判に対しては、次節の超越論的論証に対する批判とともに、第三章においてヒースの規範理論のアプローチ全般に対する批判としてまとめて検討する。

(i) 文化進化論

文化進化論を説明するうえで、先述した「利他的懲罰」の問題に関する議論から始める。強い互惠性の仮説において、人間が自らコストを支払ってでも裏切り者を懲罰しようとするのは、「協力関係で裏切ろうとする者」に強く反応するような性向を進化的に獲得したためだとされていた。文化進化論における説明は異なっている。この理論では、人間は「規範に同調しない者」に対し強く反応する性向をもつのだとされる。なぜ人間がこのような性向をもつと考えられるのか、順を追って説明しよう。

人間の、他の生物と比較して特徴的な性質として、「模倣的学習」の高度な発達がある⁵⁹。人間は、他者の行動を、それがもたらす結果が自分の利益になるかという判断に関わらずとにかく真似る能力に長けているのである。この能力は、人間の累積的な「文化進化」のプロセスを開始するうえで重要な役割を果たしていると考えられる。すなわち、ある一連の行為を文化として蓄積、継承していくうえでは、継承の担い手となる個体はその行為を純粋にコピーする方が、それにどのような意義があるのか自分の頭を使って考え直すよりも都合がよいのである。人間の文化が純粋な模倣の結果であるからこそ、生存に有利に働くと考えられる証拠として、イヌイットのイグルー（雪の家）作りや、アマゾン川流域の先住民トゥカノ族のキャッサバを毒抜きする調理法が挙げられる⁶⁰。どちらの事例においても、結果としてその文化に従うことが当該地域での生存を可能にしているが、当然その文化の担い手が、建築工学や栄養学、分子化学などの高度な知識をもっていて、その仕組みを理解しているわけではない。彼/彼女らは、おそらく先祖の代のどこかで偶然発見され、後の世代に模倣的

⁵⁹ ヒース (2013: 319)。

⁶⁰ ヘンリック (2019: 第7章)。

学習によって継承されてきた生活様式に、単に同調しているだけなのである。

このように、人間は明らかに文化に依存しなければ自然環境に適応することができない。よって、模倣的学習能力が、適応度を高めるがゆえに、進化の過程で獲得されたものだと考える十分な理由がある。ここで注目すべきは、文化の蓄積は、通常の生物学的進化から一定程度独立したプロセスでありうるということである。もしある文化が、先の例のようにある地域での生存に絶対に必要なものであれば必ず継承され、逆に適応度を壊滅的に下げるようなものであればどこかで途絶えるだろう。しかし、集団内の文化のすべてが遺伝的な適応度を高めるようなものである必要はない。従って文化は、ある程度独自のプロセスで進化することが可能だといえる。生物学者のロバート・ボイドとピーター・リチャーソンは、人間が遺伝子と文化の「二重継承」システムをもつ生物だと述べている⁶¹。

人間が文化進化の影響を受ける生物だと考えると、人間がなぜ利他的懲罰を行うのかについて、強い互惠性よりも有力な仮説を立てることができる。中心的なアイデアは、人間は模倣的学習をよりうまく行うために、「規範同調性」を身につけたと考えられることである。すなわち、生存に有利な文化を模倣的学習によって継承した個体がより適応度を高めていった結果、人間は集団内で「社会規範」として制度化された文化全体に対して同調する性向を身につけたと考えられるのである⁶²。このように考えると、利他的懲罰を以下のように説明できる。すなわち、利他的懲罰は相互利益のある協力関係を維持するような規範に限らず、とにかく社会規範やルールへの違反者を罰しようとする性向に基づいており、それが規範同調性を強化するがゆえに獲得されたのだと考えられる。

規範同調性に依拠することで、人間がなぜ社会規範に従い、大規模な社会秩序を維持することができるのかを、進化生物学の理論と矛盾することなく説明することができる。先述したように、文化の模倣的学習が生存に有利であること、そして蓄積された文化が社会規範として制度化されることは、進化生物学の理論の枠内で説明可能である。そして、文化進化は遺伝的な適応度の論理に完全に拘束されるわけではないため、協力関係を成立可能にするような、利他主義的な社会規範が獲得されることも、十分考えられるのである。

(ii) 道德性の制度的理論と道德哲学

ヒースの「道德性の制度的理論」は、人間の道德性が「社会規範の集合からなる文化的システム」に等しいものだと主張するものである。なぜそのような考えられるかという根拠に関しては、先述した文化進化論における社会規範の説明にほとんど依拠している。ヒースの独自の論点は、道德哲学において伝統的に形而上学的、普遍的なものとして捉えられてきた道德性が、この意味での社会規範と相違ないものだと主張した点にある。

⁶¹ ヒース (2013: 325).

⁶² ヒース (2013: 343) .

哲学者たちが通常探求しているのは、道徳的判断のすべてに矛盾なく通底するであろう公理としての道徳理論である。しかし、ある道徳理論を擁護するための理論的資源は、道徳的直観およびその背景にある社会規範にすべて依存している。例えば、初期の功利主義は、あらゆる領域において「最大多数の最大幸福」の実現を一貫して主張する、行為功利主義の形態を採っていた。しかし、ほとんどの功利主義者たちは、それがあまりに現実の社会規範や道徳的直観に違反することに耐えられず、規則功利主義などのより「現実的」な道徳的判断と両立可能な理論を生み出すための議論を進めてきた⁶³。

この功利主義が辿った道筋は、哲学者がなぜ道徳性の制度的理論を受け入れるべきかを象徴的に示しているといえる。すなわち、もっとも抽象的な次元で一貫した説明が可能な公理としての理論だけでは、道徳的な議論に決着がつく見込みはない。これは、人間の道徳性が現実社会において形成された、複数の社会規範が複雑に組み合わさった文化的システムに依存しているためである。制度的理論において道徳性は、様々な進化的、文化的な起源に由来していると考えられるため、それが単一の公理に還元できると考えるべき理由はない。よって、道徳哲学の議論は、極端に抽象的な次元にとどまらず、現実の社会規範において実際に何が望ましいと考えられているか、何が望ましくないと考えられているかを、より真剣に考察に組み込むべきなのである。

(2-2) ヒースによる超越論的論証

本節で説明するのは、ヒースによる「超越論的論証」である。本稿がこの論証を取り扱うのは、道徳性の制度的理論が、道徳的であることに対し懐疑的な考えを惹起するものであるためである。制度的理論は、一般に道徳性が有すると思われるその神聖な地位を、いわば「脱構築」してしまう。我々の道徳性が、究極的には生存を有利にするために獲得された文化的システムに由来するという説明は、形而上学的、神学的、ロマン主義的な形での道徳性の説明よりも、はるかにそれに従う理由を見出しにくいものである。よって、福祉国家に関する政治哲学的な議論を含め、あらゆる道徳的な議論の導き出す結論が人々にとって受け入れられる理由のないものとみなされないために、超越論的論証が必要となる。

(2-2-1) 動機づけの問題

前節の議論から、道徳性が社会規範の集合からなる文化的システムであると示された。しかし、メタ倫理学において「動機づけの問題」や「Why be moral? 問題」などと呼ばれる問題が残されている⁶⁴。すなわち、人生において何をすべきかを反省的に考えられる高度な合

⁶³ ヒース (2013: 457)。

⁶⁴ この問題の概要については佐藤 (2017: 280) を参照。

理性、思考能力を身につけた我々人間にとって、単なる社会規範でしかないように思われる道徳性に従う理由などあるのか、という問題である。道徳哲学者の中には、主体が道徳的でありたいと考えることを単に自明の理としてしまう者も少なくない。確かに、哲学者の議論は「研究室に強引に侵入し、議論をしている先生のメガネをたたき潰し、その先生を引きずり出してしまおう」ような、乱暴な反道徳主義者に対しては無効だろう⁶⁵。しかし、「私は本当に道徳的であるべきなのか？利己的に振る舞った方がよい人生を送れるのではないか？」などと真剣に自問しているような人に対しては、道徳的世界を抜け出すべきではないと、何か説得的な主張を行わなければならないと考える者も少なくないだろう。

この問題に対するヒースの応答は、「超越論的論証」に依拠したものである。超越論的論証とは、カント主義者が懐疑論者を論駁するために用いる論証方法である。カント本人の論証は、無理のある形而上学的前提に基づいており、そのまま現代でも擁護できるものではない。ヒースの場合は、道徳性の制度的理論と、様々な「自然主義」的な、すなわち（自然）科学の知見と統合された哲学的主張を前提とすることで、より説得的な論証を行っている。

(2-2-2) 超越論的論証について

まずは、前提として、そもそも超越論的論証とはどのようなものかについて説明しておく。⁶⁶超越論的論証のアイデアを簡単に述べると、「誰も否定できないような前提条件に依拠することで、特定の主張に対する懐疑が無意味だと示す論証」だといえる。道徳哲学における超越論的論証は、人間にとって道徳的に振る舞う理由などないのではないかと考える道徳懐疑論者、あるいは純粹に利己的に振る舞った方がよいのではないかと考える道具的に合理的な主体を論敵とみなす。そして論証は大抵の場合、「主体が（実践的に）合理的であることを仮定したとき、その人は必然的に道徳的でもあるはずだ」というような形式をとる。実践的合理性とは、前節で述べたように、主体が自らの欲求する目的を効率的に達成する能力であり、もしこの合理性をもたないと主張してしまえば、自らが適切に利己的に振る舞う能力さえ否定してしまうので、合理性の想定は懐疑論者にとって必ず受け入れなければならない前提である。よって、合理性と道徳性のつながりさえ示せば、少なくとも、あらゆる道徳性の重要性を完全に否定するタイプの道徳懐疑論を議論で否定することは可能になる。ただし、超越論的論証はそれ以上のことを主張しているわけではないことに注意する必要がある。この論証は、一切規範に従わないことが非合理的であることは示せても、何か特定の規範を支持するためには使えず、我々が具体的にどのような規範に従って行為すべきかは別個に議論されなければならない。

⁶⁵ ウィリアムズ, B. (2020: 58).

⁶⁶ 以下の超越論的論証の基本的な説明については、ヒース (2013: 第7章) および米倉 (2022) を参照。ただし、理解しやすくするため表現はかなり簡単なものに書き換えている。

(2-2-3) ヒースによる超越論的論証の説明

ヒースの超越論的論証は、最小限の要素のみを抽出すれば以下のような三段階の論証となる⁶⁷。

①言語は社会的実践である。

(言語の使用→社会規範に従う)

②志向的状态は義務的地位である。

(合理的思考→言語の使用)

③純粋に道具的に推論することを意志決定し、そうすることは、義務的地位に反応することとなり、したがって規範的コントロールの実践となるだろう。

(①, ②より「合理的思考→言語の使用→社会規範に従う」なので、合理的かつ規範に従わないような人の存在はありえない)

もう少し詳細に、この論証の意味を説明しよう。①において「言語の使用と規範(道徳)に従うこと」が、②において「(実践的)合理性と言語の使用」が必然的に結びつくことが示され、③で「合理的に思考するために言語を使用している主体が、どのような社会規範もまったく重要でないかのように純粋に利己的(合理的)に振る舞うということは不可能である」という主張が導かれる。以下では、各論証の内容を前提となる学術的知識を含め、より詳細に論じていく。

①言語は社会的実践である

これは、「言語を学習することはその背景にある社会規範をマスターすることを必要としている」という主張だと言い換えられる。後期ヴィトゲンシュタインの業績により、言語の意味は究極的には、社会においてそのような意味で使われているという事実からしか説明できないという、「意味の使用説」が言語哲学において有力となっている。ヒースは、意味の使用説の影響を受けたプラグマティストの言語哲学者ロバート・ブランドムの「推論主義」に基づく言語観を採用している。推論主義について詳細に議論することは本稿の扱える範囲をはるかに超えているため、誤解を恐れずその中心にあるアイデアのみを簡略化して述べる。

推論主義において、言語を使用する実践は、社会的に決定される「規範的地位」と結びつ

⁶⁷ ヒース (2013: 372)。ただし、括弧内に示した各論証の役割は、理解の補助のため本稿が独自に追記したものである。

けて考えられている⁶⁸。ある発話を行うと、必然的にその人が何を「すべき」、あるいは何を「してよい」かが社会的に認められる。前者に関する地位は「コミットメント」、後者に関する地位は「資格（権利）」と呼ばれる。人間は、誰がどのようなコミットメントおよび資格を有しているかを記録する「義務的スコアづけ」の実践を日常的に行っていると考えられる⁶⁹。例えば、過去に「明日の6時に駅に迎えに行く」と言った人は、実際にその時間、その場所へ行くことへのコミットメントを引き受けているのだと、そう言われた人に記憶されており、もし実行しなければ規範的な非難を受けるだろう。

そして、どのような言語行為に対しどのような規範的地位が帰属させられるかは、それが行われた社会における規範やルールに依存しているとしかいいようがない。「私は仕事に出かける銀行員である。だからネクタイをしよう。」という発話が意味を成すには、その発話が行われた社会における銀行員の服装規定にネクタイの着用が含まれていなければならないだろう。もし銀行員がどのような服装であってもよいことが当然の社会において同様の発話をした場合、言語の意味と、その背景にある社会規範を正しく理解していないことになる。「言語は社会的実践である」とは、このように言語を正しく理解することが、社会規範を正しく理解しそれに従うことを含むという主張である。

② 志向的状态は義務的地位である

極めて哲学的に難解な表現となっているが、内容としては「合理性は言語の使用を含む」ことを意味する。「志向的状态」の心の哲学や認知科学における意味合いについてここで説明することは困難であるため、ある程度正確さを犠牲にするが、ヒースの主張の意図をより汲み取りやすくするために、「志向的計画能力」あるいは「(実践的) 合理性」と読み変える。

この論証の段階で示されるのは、自らの目的へ向けて適切に計画を立てる能力が、言語の使用、すなわち①で論じた規範的(義務的)地位の理解を必要とするということである。我々人間が適切な合理的思考を行うためには、客観的な世界がどのような状態かに関する「信念」、およびその人がどのような目的をもつかに関する「欲求」を適切に形成、把握する必要がある。そして、信念と欲求どちらにしても、チンパンジーなど他の霊長類とさほど変わらない人間の生物学的脳を、言語によって「アップグレード」することなく適切に形成されるとは考え難い。言語は、計算能力、長期目標の定義、仮説的シナリオの熟考、確率計算、計画のリハーサルといった、我々が自分たちの行為を計画する際に必要な道具を与える⁷⁰。合理的選択理論において想定されるような、自らの効用を効率的に達成できる主体になるためには、その主体が言語を適切に使用できると想定する必要がある。

⁶⁸ 白川 (2021: 第3章第1節).

⁶⁹ ヒース (2013: 214).

⁷⁰ ヒース (2013: 219).

③ 純粋に道具的に推論することを意志決定し、そうすることは、義務的地位に反応することとなり、したがって規範的コントロールの実践となるだろう

①と②を結びつけ、「合理的主体であるには言語を使用せねばならず、言語を適切に使用するには社会規範の影響から逃れることができない」と主張している。より正確には、純粋な道具的合理的主体、あるいは利己主義者の不可能性について述べている。ある人が純粋に利己的に振る舞うということは①、②より不可能であるため、そのような選択を行う人は、「道徳的な理由から」利己的に振る舞うべきだと考えてそのような生き方を実行していることになる、ということが述べられている。例えば、「道徳性など無意味なのだから、誰もが利己的に振る舞うべきなのだ」と主張する人がいたとしても、その人は「利己主義者になる方が道徳的に望ましい」と主張していることになり、そのため道徳性（規範）のコントロールから逃れられていない。従って、道徳性を否定し、道具的に合理的であるべきではないかという疑念を抱いている人と議論をするうえでは、合理性と道徳性の放棄が両立できないのだと反駁できるのである。

第3章 規範倫理学の方法論

ここまで、ヒースの「道德性の制度的理論」と、「超越論的論証」について説明してきた。本章では、これらの議論を前提としたうえで成立する、彼の道德哲学、特に規範倫理学レベルでの方法論について説明する。端的に言えば、ヒースの方法は、道德哲学の役割を「実践に内在する規範を明示化する」ことだとみなすものである。彼自身はこの方法論に明確な呼称を与えておらず、制度的理論のなかに含まれている主張だとも捉えられるが、議論の都合上、本稿ではこれに独立した名称を与え「再構成的アプローチ」と呼ぶ⁷¹。

(3-1) 再構成的アプローチ

再構成的アプローチとは、「実践に内在する規範を明示化する」ことを道德哲学の主たる役割としてみなす道德哲学の方法である⁷²。道德性の制度的理論と、超越論的論証を前提とすることで、現実に人々がどのような規範に従っているか、社会の諸制度はどのような原理に基づいているかを明晰な言語によって再構成するという規範倫理学の方法論が導かれる⁷³。超越論的論証は、そもそも道德的である必要はないのではないかという懐疑論者を論駁するものであり、我々が道德的議論に参加すべき理由を示している。そして、どのように道德的議論を行うべきかを考えたとき、その方法は、普遍的な道德的原理を抽象的な思索から導き出すという伝統的な道德哲学のアプローチではありえない。制度的理論から、我々の道德性の起源は、生物学的・文化的進化のプロセスによって形成された社会規範の集合であると示されているためである。このような、道德性を社会規範の集合とする見方を取った場合、一切反例を見つけられないような普遍的な公理としての規範理論が見つかると思われるべき

⁷¹ なお、ヒース自身は、「道德性の制度的理論」と「超越論的論証」の区別も明らかにしておらず、後者を前者の一部として捉えているようにも思われる。しかし、制度的理論にそこまで広範な内容を含めると、論点を捉えにくくなってしまうため、本稿では両者を分けて論じている。

⁷² ヒースのこのような発想は、デュルケームおよびその理論を経由したハーバーマスから影響を受けて形成されたものである (Heath 2001: 7-8)。

⁷³ ヒースは以下の箇所でこの方法論的立場を明確に示している。「哲学の中心的役割とは「表出的」なもの、つまり、私たちの実践の中に暗黙のうちに存在するものを明示化することである (Heath 2020: ix)」、「道德哲学者は、毎日の社会的インタラクションの中にすでに暗黙的に存在している規範を再構成的に明示的に述べるということをしているのである (ヒース 2013: 486).」

理由は存在しない⁷⁴.

次章以降で議論するヒースの「パレート主義」は、再構成的アプローチに基づいて構築された理論だとみなせる。現代の先進国において採用されている福祉国家は、明らかにそれが現実的に考えて望ましいものであることに疑いはない。しかし、政治哲学のほとんどの理論は、福祉国家を道徳的に不適切な制度、あるいは不十分な制度としか説明できず、より非現実的な制度を規範的な理想として擁護している。これは、自己所有権を絶対視するリバタリアニズムにおいては自明に思われるが、リベラルな論者の間でもっとも影響力のあるロールズの理論でさえ、福祉国家型資本主義は道徳的に問題があり、「財産所有の民主制」に取って代わられるべきだと主張していることは見落とされがちである⁷⁵。その点、ヒースのパレート主義は、福祉国家が現実的に考えて規範的に望ましいものだと考えられる理由を明示的な言語で再構成したものであるため、非現実的な主張に陥ることがない⁷⁶。

なお、再構成的アプローチは、パレート主義を含む「契約主義」の道徳理論を擁護するうえで特に重要な方法論だといえる。後に詳述するが、契約主義とは合理的な主体が選択するであろう社会的協働の条件を、正義の原理として提示する理論的立場である。しかし、第2章において述べたように、純粋に合理的な主体を想定した場合は裏切りを選択するインセンティブが高すぎるため、社会的協働を成立させることができない。とはいえ、道徳性の制度的理論と超越論的論証が示すように、人間を何の規範にも従わない利己的な存在としてみなすことは誤りである。このように考えたとき、我々が現実に従っている制度に内在する規範が、その構造を明示化して反省的に熟慮したうえでもなお規範的に望ましいのだと示す再構成的アプローチが、契約主義を擁護するうえで有力なものになる。

⁷⁴ ヒース (2013: 465-467).

⁷⁵ ロールズ (2020: 270).

⁷⁶ ただし、本稿第5章ではパレート主義が非現実的である可能性を指摘した批判を取り上げる。

(3-2) 再構成的アプローチに対し想定される批判と応答

このアプローチに対し想定する批判のうち、とくに重要な2点について、ヒースがどのように応答しているかを説明する⁷⁷。

(3-2-1) 社会規範に規制されていない状況の問題⁷⁸

道徳的議論の判断材料が社会規範に依存しているという主張から、通常社会規範のコントロールが及ばない例外的状況（胎児はどこから人間か、安楽死は許されるか等）において議論が不可能になってしまうのではないかという疑念が提起される。これに対しヒースは、道徳哲学の教科書はこのような例外的状況（道徳的ジレンマ）のリストになっているが、そのような例外にかかずらい過ぎであると主張している。まず、道徳性が社会規範であることを認めるなら、通常社会的インタラクションを適切に処理できる社会規範が、限界状況においてうまく機能しないこと自体は、想定範囲内だといえる。そして、現在の社会規範そのままでは、例外的状況における道徳判断の指針を導けないとしても、そこで直ちに道徳的であることを放棄する必要はない。既存の規範を拡張することで、議論を行うことができるためである。例えば人工妊娠中絶に関する論争は、女性の「自己決定権」と、胎児の生命の「尊厳」という、日常的には特に問題なく受け入れられる規範的原理を拡張する形で行われているとみなせる。

そして、この問題が現実解決の糸口をほとんど見せていないように、相互に矛盾する社会規範同士を完璧に調和させられるような単一の解が、道徳的議論において存在するとは限らない。これは、再構成的アプローチを採用するか否かに関わらず直面する問題である。そして、行為功利主義や、もっとも厳格な義務論において見られるように、従来の道徳哲学のアプローチを維持し、すべての限界状況に対して一貫して適用できる原理を探求しようとした場合、日常的な社会的実践において極端な道徳的判断を維持しなければならなくなるという形で、問題はむしろ悪化する傾向にある。

(3-2-2) 不道徳な制度の問題

次に、道徳性が現実世界で慣習的に形成された社会規範であり、その影響下から逃れられないなら、それをどのようにして盲目的な保守主義に陥らず批判できるのかという、不道徳

⁷⁷ ヒース (2013: 468-483)。

⁷⁸ ヒース (2013: 468) では、「アノミー状態のインタラクション（あるいは制度的に規制されていないインタラクション）の問題」と呼ばれているが、ここでは表現をより単純化している。

な社会規範や制度の問題について検討する。ヒースは、ある人が不道德な社会規範を批判する場合には、その人はまた別の社会規範に依拠してその批判を行っているのだと反論している。例えば公民権運動のような社会運動も、すでに社会の中に存在する規範に依拠して社会批判をおこなっている。道徳的批判をするうえで依拠できる資源は、すでに形成された社会規範の集合に依存しているが、それが極めて様々な概念の複雑に組み合わせられた文化的システムであることを留意しておくべきである。すでに蓄積された社会規範の集合の中から、現状の社会制度がなぜ道徳的に不正であるかを論じる根拠が存在しないと考えるべき理由はない。社会規範の「外側」に真の道徳性の無限の可能性が広がっていると考えるのではなく、むしろその「内側」にどれだけ豊富な議論の資源が存在するかに目を向けるべきである。

第4章 福祉国家の公共経済学モデルとパレート主義

本章より、議論の中心は道徳哲学の方法論の問題から、この論文の直接的な関心である「福祉国家に内在する規範的原理」の問題に移行する。第二部にあてられた三章のうち、本章の役割は、まずヒースの福祉国家に関する政治哲学的主張および理論を確認することである。ヒースの理論は、先述した「再構成的アプローチ」に基づく規範倫理学、あるいは応用倫理学の方法論に基づいて導かれている。よってまずは、ヒースが示す、福祉国家に内在する規範の再構成的モデルを紹介する。そのうえで、ヒースが擁護する公共経済学モデルおよびパレート主義が最も記述的、説明的に的確で優れていることを示す。

しかし、単にある規範が現実の制度に内在していると示すだけでは、その規範よりも優先すべき原理や価値があるとか、現実に妥協しすぎていて十分道徳的でないという批判を惹起すると想定される。よって、本章の後半ではパレート主義の規範的な正当性に関する議論を行う。

(4-1) 福祉国家に内在する規範の記述的モデル⁷⁹

以下では、福祉国家に内在する規範を記述する各モデルを検討する。ヒースによれば、福祉国家の規範的正当化モデルとして、平等主義モデル、共同体主義モデル、公共経済学モデルという3つの有力な候補がある。このうちヒースが擁護するのは、公共経済学モデルである。公共経済学モデルに関しては、記述的モデルそれ自体と前提となる規範理論を区別するために、規範理論としては「パレート主義(的な契約主義)」と呼称する⁸⁰。なお、他のモデルの限界の指摘と、パレート主義の優位性が主張されるが、ヒースの指摘するように、福祉国家という実践に内在する唯一の規範がパレート主義であるというわけではなく、あくまで最も中心的な規範的原理がパレート効率性であるということには注意すべきである。

⁷⁹ 本節の説明は基本的に Heath(2020: Chapter4)に基づく。

⁸⁰ なお、ヒース自身は主としてビジネス倫理における文脈で、「市場の失敗アプローチ (Market Failure Approach, MFA)」という呼称でこの理論を指すことがほとんどである。しかし、この理論はヒース自身も認めるように、より広範な政治経済学的な文脈を踏まえることでよく理解され、また「パレート主義的アプローチ」の方が正確な呼称だといえるような内容をもつ(Heath 2014: 1-5)。そのため、本稿では政治哲学理論としてのパレート主義としてこの理論を扱う。

(4-1-1) 平等主義モデル

はじめに、福祉国家の平等主義モデルについて説明する⁸¹。このモデルは、政治哲学者の間での通説的な見方にもっとも近く、その中心的主張は「再分配が国家の最も重要な活動であり、福祉国家の主要な目的はより大きな平等を促進することである」というものだと要約できる。すなわち、「平等」という価値が福祉国家に内在する規範であると考えるのがこの立場である。

このモデルの福祉国家の役割に対する認識は、それが資本主義（市場経済）の生み出す道徳的不正に対する妥協の産物であるというものである。市場は経済の効率性を高めるが勝者と敗者を必然的に生み出し、公平性や平等といった道徳的な価値を犠牲にしてしまうため、国家は再分配によってその悪影響を緩和する。なぜ国家がそのような役割を担うのかについては、さしあたり2つのタイプの説明が考えられる。第一に、マルクス主義的な説明においては、資本家が労働者の急進化を予防し、搾取により得られる利益を盤石なものとするためだとされるだろう。第二に、リベラルな平等主義に基づく説明では、道徳的に不正な政治権力は、人々からの正統性要求を満たせないため、十分許容可能な水準まで妥協的な再分配が行われるのだとされる。このような道徳的理由に基づく再分配の最も顕著な事例としては、累進課税が挙げられる。程度には差があるものの、先進国の税制は何らかの形で富裕層から中・低所得層への所得移転を行っている。

この福祉国家に内在する平等主義の説明には、一定の事実が含まれているが、その影響の大きさはかなり過大に評価されている。国家の活動が純粹に再分配的であるようなケースは実際には極めて限定されており、実際には特定の財やサービスをより効率的に供給するうえで、市場よりも公的なやり方の方が優れている場合に国家が登場することが圧倒的に多い。よって、後述する公共経済学モデルの方が説明的な利点をもっている。

なお、平等主義モデルには、「公共選択論モデル」という重要な変種が存在する。このモデルは、福祉国家が主として個人間の非生産的な移転を行うことに関わっていると見なす点で、平等主義モデルと共通している。両モデルの違いは、福祉国家への規範的評価が反転している点にある。すなわち、公共選択論モデルでは、所得移転を平等への称賛すべきコミットメントによって動機づけられたものと見なすのではなく、利益集団による節操のないレントシーキング（利益追求）の結果であると見なす。公共選択論の福祉国家に対するもう一つの否定的な評価は、理論的にはそれほど明確ではないが依然として広く支持されているもので、それは福祉国家が「おせっかい国家」であり、その経時的な成長は本質的にパターンリスティックな（温情主義的な）政策の蓄積に過ぎない、というものである。これら二つの否定的評価にはどちらも一抹の真実があり、これらのモデルに適合するいくつかの具体的な事例や政策が存在することは間違いない。例えば日本でも、労組や農協などの経済団

⁸¹ Heath (2020: 154).

体、医師会などの専門家団体が、福祉国家に対して個別に利益を要請する政治的影響力をもっている⁸²。

しかしそれでもなお、福祉国家が行う諸政策と、これまでの発展の歴史的経緯を説明するうえで、公共経済学モデルの方が優れているといえる。公共経済学モデルによる説明と、公共選択論モデルによる説明は、相互に排他的であるというわけではない。基本的には効率性が原理として働いていたとしても、それが特定の利益集団によって恣意的に利用されるということは当然ありうる。よって、ヒースの主張するように、どの程度現実の福祉国家がこのようなレントシーキングを許してしまっているかは、公共経済学モデルを受け入れたとしても政治経済学的な実証研究として問う価値のある問題である。

(4-1-2) 共同体主義モデル

次に、共同体主義モデルについて検討する⁸³。このモデルの中核にあるのは、「商品化」に対する道徳的批判、あるいは商品化を拒絶する「共通善」の概念である。特定の価値や尊厳をもつものは、そもそも市場を通じて何かを供給すること自体が道徳的な誤りであるというような直観は、時代と地域を超えて広く共有されている。市場は人々が利己的に振る舞う場であり、あらゆるものをその金銭的価値で捉え交換の対象としてしまう。市場を活用することは、単なる商品として扱われるべき財やサービスの提供においては許容できるが、例えば医療、教育、福祉、警察、司法などの供給に用いることは、それがどれだけ効率的であるかに関わらず不道徳だとみなされる⁸⁴。このモデルを擁護するのは第一にはコミュニタリアン（共同体主義者）だが、「反商品化」の道徳的直観それ自体は、平等主義など他の政治哲学および政治経済学の諸理論に通底しているといえる。

このモデルによれば、福祉国家の役割は、それが財・サービスを生産・提供できる「非市場的」制度を構成することにある。先に挙げたような商品化にふさわしくないものについて、国家がそれを公的に、共同体の論理や道徳的義務に基づいて供給しなければならないとするのである。国家がこのような目的で活動することの最も有力な経験的事例は警察サービスである。例えば犯罪者に襲われた際、自らの命を守ってもらうために営利目的の企業に金銭的対価を支払うとすれば、それは何か道徳的な誤りがあると直観的に考えられるだろう。

共同体主義モデルによる説明の問題として、特に以下の2点が挙げられる。第一に、何が商品化を許容され、また何が許容されないかに関する道徳的直観は極めて曖昧である。例え

⁸² 久米ほか (2011: 481)。

⁸³ Heath (2020: 154-159)。

⁸⁴ 市場の活用が不平等をもたらすという結果ではなく、そもそもそれを利用して特定の財・サービスを供給することそれ自体を批判する点が、平等主義モデルとの違いである。

ば、医療においては「準市場」のシステムが各国で採用されている⁸⁵。これは、「医療保険」を公的に供給することで消費者に普遍的な医療へのアクセスを提供する一方で、医療サービスの提供者間では利益追求を目的とした競争を引き起こし、サービスの質の改善を図る制度である。医療の「商品化」の度合いを減らすことが国家の目的であるならば、このような制度を導入する必要はないはずである。また、第二に、民間部門の個人は利己的に働くという想定が正しいとしても、公的部門の個人が必然的に民間よりも利他的に、道徳的に望ましく行動するとは限らないという問題がある。共同体主義者は公的部門の職員を、私的利益以外の目的に動機づけられて働く者として理想化する傾向がある⁸⁶。もちろんそのような正義感の強い人が志すであろう職業は公的領域に多く存在するかもしれないが、過度に民間部門と異なる組織文化があることを期待するべきではない。組織内の主体の私的利益に基づく不正な行いは、官僚の腐敗や公立学校の教職員の不祥事の存在などから分かるように、公的部門か民間かを問わず問題となる。よって福祉国家が、利益追求を目的とした主体を特定の領域で排除するために活動するという見方は、説得的でない。

(4-1-3) 公共経済学モデルとその擁護

ヒースおよび本稿が擁護するのは、福祉国家の「公共経済学モデル」である⁸⁷。このモデルでは、福祉国家は「効率性」を中心的原理としており、市場経済の活用も、その規制などの公的な介入も、ともに効率性を促進するための活動だとみなす。福祉国家は本質的に市場と同じこと（相互に利益のある協力形態が出現するのを可能にすること）を行っているのであり、従来の市場が効率的な成果を生み出すことに失敗する領域、すなわち経済学における「市場の失敗」が起こる領域で登場する。市場は基本的には、私的利益のために動く合理的個人を全体で最適の結果（パレート最適）へと導くことができるが、そのメカニズムが上手く機能しないような様々な場面も存在するため、その場合は国家が介入する必要がある。

公共経済学モデルにおける福祉国家の具体的な役割は、市場競争が適切に行われるための「規制」、自然独占があるセクターなどでの「国有企業」、所有権システムの不備などのために市場が効率的に供給しない「公共財」の提供などが挙げられる。このモデルでは特に、国家がなぜこれほど多くの領域（医療、老齢年金、失業保険、福祉等）で「保険」の仕組みを活用した財やサービスの提供に関わるのかを、効率性の観点から説明できるという優位

⁸⁵ 準市場については狭間（2008: 70-71）を参照。なお、ヒース自身は準市場という言葉を用いず福祉国家が「購入者と提供者の分離」を行っているという表現で同様のことを説明している（Heath 2020: 166-167）。本稿では説明を煩雑にすることを避けるため、より一般的な語である準市場の問題として言い換えた。

⁸⁶ 例えば、ピケティ・サンデル（2025: 第2章）においてそのような傾向を見ることができる。

⁸⁷ Heath(2020: 159-165)。

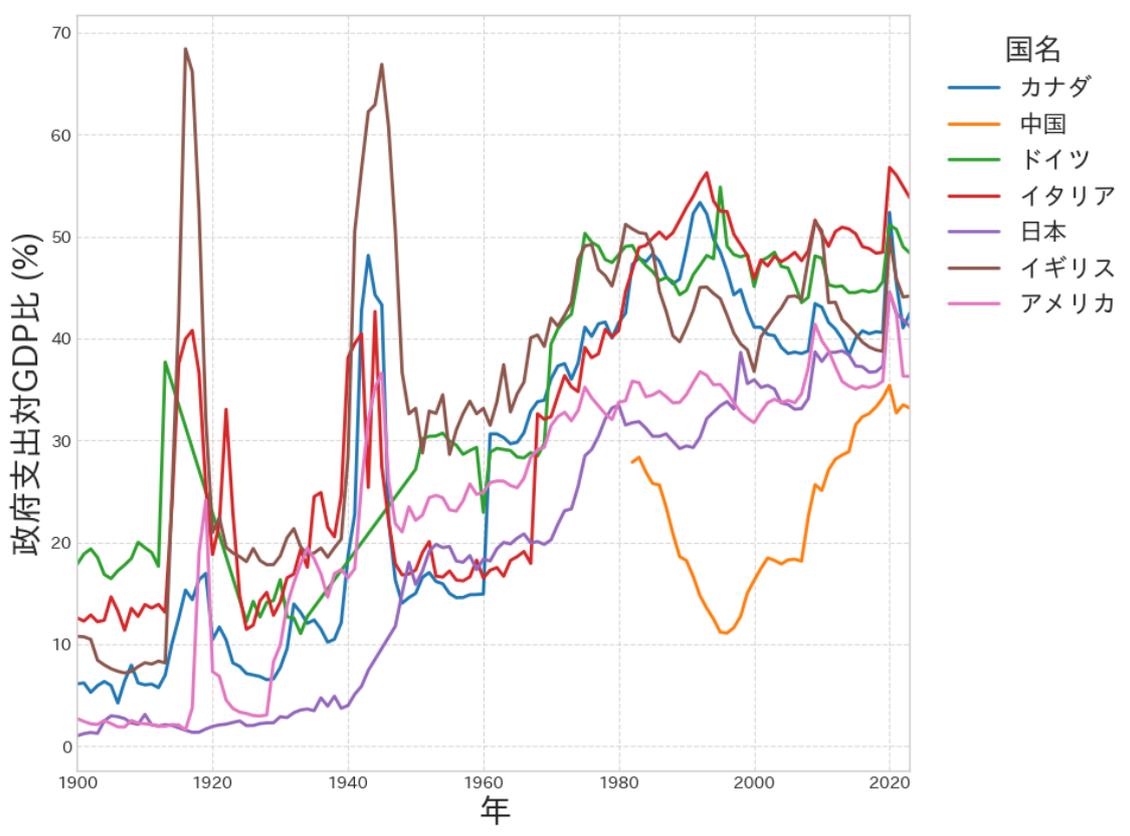
性をもつ。まず、なぜ人々が保険商品を必要とするかは以下のように説明できる。すなわち、平均的な人にとって、将来の医療ニーズのためにどれだけ貯蓄すべきかはほとんど見当がつかないため、自らに真に必要な額を貯蓄することはほとんどありえず、過少または過剰に貯蓄してしまうことになる⁸⁸。そして、保険商品は「逆選抜」と「モラルハザード」の問題を引き起こすことが知られており、民間保険の形で提供する場合、その問題を抑制するための管理コストが膨大になる。その点、強制加入の公的保険は逆選抜の問題を無くし、またモラルハザードを緩和することができるため、より効率的な供給が可能である。

さらに、公共経済学モデルでは福祉国家の規模がなぜこれほど成長したのかについても説得的な説明を提供できる。図 4.1 のグラフに示されるように、20 世紀の主要国の政府支出は、GDP に占める相対的なシェアを着実に増加させ、しかもその増加傾向は政権与党の党派性やイデオロギーに影響されなかった⁸⁹。もし福祉国家の中核的な規範的論理が、平等の促進や、特定の領域を商品化から保護することへのコミットメントを伴うものであったならば、この道徳的ビジョンを支持する政党の選挙後に国家の活動が拡大し、それを明確に拒否する政党の選挙後の期間には縮小するという、ある程度の増減傾向の変化が見られると期待するのが自然であろう。その点、公共経済学モデルでは、以下のような説明が行える。すなわち、国家は公共財を提供するために人々に課税するが、人々がより豊かになるにつれて、彼らは所得の増加分を公共財により多くの割合を費やしたいと望むようになり、したがって、国家が公衆の選好に反応する限りにおいて、GDP の成長とともに、GDP に占める国家支出の割合も増加する。

⁸⁸ Heath(2014: 256).

⁸⁹ 近年では福祉国家の規模が平準化しており、党派性およびそれに基づいて分化した福祉レジーム間の差異が見られなくなっていることが田中（2025）においても指摘されている。

図 4.1 主要国の政府支出対 GDP 比（1900-2023）⁹⁰



(4-2) 福祉国家に内在する原理の規範的検討

公共経済学モデルおよびパレート主義が福祉国家に内在する規範として記述的に正しかったとしても、それが規範的には問題含みであり、他の規範的価値や原理を追求するよう改革すべきではないかという疑念が想定される。よって本節では、各モデルの根底にある道徳理論の規範的検討を行う。具体的には、他のモデルが目指すと思われる福祉国家像は規範的な問題を抱えており、対照的に、パレート主義の福祉国家像は「効率性至上主義」であると批判されることが多いが、実際には誰もが認めることのできる道徳的な利点をもつことを示す。ただし、ここで実際に検討するのは、平等主義とパレート主義のみである。共同体主義（コミュニタリアニズム）に関しては、先述した反商品化の道徳的直観の曖昧さという記述的な説明の問題点が、規範的な問題としても指摘できるため、すでに検討を終えたものとみなす。また、功利主義に基づく福祉国家像に関する検討は、第6章にて行うためここで

⁹⁰ IMF（2025）より筆者作成。なお、G7 各国に加え中国のデータも描画しているのは、西洋諸国と異なる価値観をもつ国でも政府支出増大の傾向が見られることを示すためである。

は扱わない。

(4-2-1) 平等主義

まずは、平等主義の目指すであろう福祉国家像の規範的望ましきについて検討する。しかし、本稿では、極めて多様な主張を内包するこの理論の全体を検討し尽くすことはできないため、平等主義内部の主要な立場においてどのような問題点や限界が指摘されているかを紹介するにとどめる。なお、ジョン・ロールズの正義論はリベラルな平等主義の代表例に数えられており、この分野の理論的発展において無視できない影響を与えているが、この理論は本質的には契約主義的なものだと捉えられるため、ここでは論じない。

運の平等主義

運の平等主義は、ある境遇の悪い人の被る不平等が、その人の制御ないし選択を超える、すなわちその人に「責任」がない諸要素の違いを反映する場合に、それを是正すべきだと主張する立場である⁹¹。例えば、自らの意志でギャンブルをすることを選択したうえで、財産を失って悪い状況に陥ることは平等と無関係だとされる。しかし、生まれつきの障害によって他人よりも不遇な生活をしている人がいる場合、その人に対して何かしらの分配をすることが、平等主義の観点から必要であると考えられる。代表的な論者であるロナルド・ドゥオーキンにより、運の平等主義は個人に責任を帰することができる「選択運」ではなく、個人が責任を負うことのできない「所与運」のもたらす影響の違いを不正義として保障すべきだとする立場だと定式化されている⁹²。

この立場の最大の問題は、個人にどこまで責任があるのかが不明瞭だということである。すなわち、因果関係の連鎖をたどっていけば、すべての事象を個人の選択の結果とみなすことも、そうでないとみなすことも可能なのである。例えば、無保険で危険運転をした結果、交通事故を引き起こし、重傷を負った人がいるとする。もし自己責任の概念を狭く解釈すれば、その人を治療する必要はなく見捨てればよいという苛酷な判断をすべきだということになる。しかし、責任概念を選好の形成過程にまで拡張し、その運転者が遺伝的特性や生まれ育った環境のために無謀な生き方を選択するような選好を形成せざるを得なかったと主張したならば、この事故が是正されるべき所与運のもたらす結果であったとみなすこともできる。その場合、運転者の命を救うことはできるが、ほとんどすべての行為の結果に個人の責任がないという主張を受け入れることになってしまうだろう。

運の平等主義の強みは、平等主義的な介入の及ぶ範囲は、個人の責任の及ばない領域に限られるのだという主張が、直観的に極めてもっともらしいということにある。この論理を福

⁹¹ 広瀬 (2016: 49).

⁹² 広瀬 (2016: 54).

社国家の行う政策に適用するとすれば、人生の初期条件の平等を実現するための大規模な政府支出を伴う分配など、平等主義者が望むラディカルな主張を導くことができる。しかし、個人の「責任」がどこまで及ぶのかを明確にできない場合、この理論はその利点の大部分を失う。再分配政策の批判者は、単にその対象となる社会的領域が個人の選択運の範疇であると主張するだけでこれを否定することができ、運の平等主義者の側は、それが所与運の範疇であると反論することができるが、互いにどこで線引きをすべきかの説得的な根拠を持ち合わせていないためである。結局のところ、我々が規範的に擁護するに値すると考えているのは「平等」であって、「所与運の影響の排除」ではないように思われる。

目的論的平等主義および関係論的平等主義

次に、目的論的平等主義と、関係論的平等主義について検討する⁹³。本稿では、両理論の根底に、「一部の人々が他の人々より境遇が悪いとしたら、それはそれ自体で悪である」と考える「平等原理」が存在するとみなす⁹⁴。これは人々の平等主義的な直観をもっとも純粋に言い表したものだといえる。平等原理は、目的論的平等主義の場合は人々の境遇の良さが規範的に望ましいものであるという帰結主義的な根拠（効用原理）から、関係論的平等主義の場合は人々が平等な社会関係にあることの規範的望ましきから支持されると考えられる⁹⁵。

これらの立場が共通して直面する問題として、デレク・パーフィットによる水準低下（レベリング・ダウン）批判が挙げられる。これは、平等それ自体の価値および不平等それ自体の悪を主張する平等原理が、実際には規範的にそれほど望ましくないのではないかという疑念をもたらすものである。以下の2つの状況を例に取ろう⁹⁶。

状況1：Aの厚生（20） Bの厚生（10） 厚生総量（30）

状況2：Aの厚生（10） Bの厚生（10） 厚生総量（20）

状況1から2への移行は、厚生総量を減少させるため水準低下を伴っている。しかし、平等原理を維持するのであれば、このような誰の福利を向上することもなく、恵まれた者の福利をただ低下させるだけの変化であっても、より規範的に望ましい状況へと移行したと

⁹³ 本稿では、これらの平等主義を同一のものとして扱う。また、両理論の内部における分類についての検討を避け、どちらも最も中心的な主張として平等原理を擁護する立場だという見方を取る。

⁹⁴ 広瀬（2016: 80）。平等原理が目的論的平等主義において受容されるであろうことはデレク・パーフィットが指摘している。関係論的平等主義の擁護者はこの点を必ずしも明確にしないが、その論理を明示した場合この原理を受け入れていると考えられる。

⁹⁵ 関係論的平等主義に関しては Bidanure and Axelsen(2025)を参照。

⁹⁶ これは徐（2024）で挙げられている事例を参考に、より単純化したものである。

考えなければならない。ただし、直観に反する主張にはなるものの、目的論的平等主義と関係論的平等主義はこの結論を問題ないものだとみなすことができる。前者においては、水準低下によって全体の福利の損失を上回る平等の価値が可算されたと考えることで、また後者においては、社会関係の平等を福利などよりも上位の価値とみなすことで反論ができる。

しかし、多くの人にとってこの水準低下の指摘は、平等それ自体が持つ直観的な望ましさを再考する必要性を認識させ、より洗練された別の平等の概念へ移行するか、平等の擁護それ自体を放棄するよう迫るものとなるだろう。従って、福祉国家を平等主義的な観点から規範的に擁護する場合においても、平等それ自体の望ましさに訴えかけるのは、あまり説得的でない。目的論的平等、あるいは関係論的平等に基づいて福祉国家を擁護しようとした場合、なぜ多大な水準低下を伴ったとしても、より平等な社会主義体制へ移行すべきだと主張しないのかを説明するよう迫られるだろう。

十分主義

パーフィットの水準低下批判を踏まえた理論として、「十分主義」と「優先主義」の2つの立場が有力となっている。両理論は厳密には平等主義に含まれないが、結果として、我々の平等主義的な直観を満たすような分配の正義に関する議論を行うことができる。なお、これらの立場に関しては現在も盛んに議論が行われており、そのすべてを詳細に論じることは困難であるため、かなり簡略化して説明する。

まずは十分主義について説明しよう。この理論は、「すべての人が十分に持っていること」が道徳的に望ましいのだとするものである⁹⁷。より正確には、人々が十分何かを有していると判断される閾値である「十分性水準」を下回っている場合に、その人たちを水準以上にまで引き上げるべきだとする立場だとされる。この理論には誰かの状態を「引き上げる」べきだという主張しか含まれないため、無意味に誰かの状態を引き下げようとする水準低下は避けることができる。十分主義の主張は、2つのテーゼから構成される。すなわち、十分性水準以下の人々を引き上げなければならないとする「積極的テーゼ」と、十分性水準をすでに超えている状況は正義や不平等の問題と関わりないのだとする「消極的テーゼ」である。

十分主義にはいくつかの問題が指摘されているが、この論理を福祉国家に適用しようとした場合にもっとも深刻であると考えられるのは、十分性水準をどこに置くべきか、そしてそれをどのように決めるべきかという問題である。十分性水準は、真に必要な最低限の水準として設定するうえではあまり問題にならない。例えば、人間が生存するために必要な栄養や、一日あたりに必要な金銭を十分主義的な根拠に基づいて供給する場合、異論の余地は極めて少ない。しかし、現代の先進国社会において平等主義的な直観を抱く人の多くは、単なる生存可能な状態以上の水準にまですべての人々を引き上げたいと考えるだろう。そのように考えたとき、恣意的でない十分性水準を定めることは困難である。理論的には、どれだけ

⁹⁷ Bidanure and Axelsen(2025).

高い水準にも低い水準にも設定することができ、十分主義の内部にはそれを具体的に決めるための論拠が存在しない。

これに対して十分主義者は、現代の福祉国家において市民が当然保証されるべきだと考えられる、「常識的な」充分性水準を擁護することができるかもしれない。しかし、現在の社会に準拠した水準を設定した場合、それが時代が進むにつれて陳腐化してしまうという問題が発生する。100年前の社会の発展度合いに基づいた充分性水準は、現代に適用した場合、平等主義者にとって明らかに過小な程度の分配しか許さないだろう。そしてこの問題に対処するために、充分性水準を適宜更新する方針を採り、絶対的な基準を定めることを放棄したならば、それは後述する優先主義に還元されてしまうと考えられる。すなわち、もし固定的な水準を設け、それを超えているか否かで分配の必要性を判断することができないのであれば、単に相対的に不遇な人に対して他の人よりも優先的に分配を行う、という主張に乗り換えられない理由が無くなってしまう。

優先主義

優先主義は、平等主義的な直観が実際には「優先性」の原理に基づいていることを指摘する理論である。パーフィットにより、この立場は「人々の境遇がより悪いほど、その人々に便益を与えることはよりいっそう重要である」と考えるものだと定義されている⁹⁸。例えば、福利水準が5の人を6に押し上げることは、10の人を11に押し上げることよりも規範的に望ましいのだとされる。優先主義は、より福利水準が低い者に対して優先的に分配を行うこと以外は、基本的に功利主義と同じ前提をもつため、特殊な福利の関数を想定する功利主義の一種として考えることもできるだろう。

優先主義の理論それ自体には、致命的といえるほどの問題点は見受けられない。まず、優先主義は恵まれた者から恵まれない者への再分配が、(恵まれない者に対して重みづけされた)福利の総量を増大させるときにのみ再分配を肯定するため、水準低下批判を回避できている。そのため、優先主義が純粋に平等な状態を目指すことはないが、これは目的論的平等主義を批判する立場としては問題にならないだろう。そして、優先性を考慮した福利の関数をどのように定められるかという技術的な問題はあるが、これは十分主義にとっての充分性水準が決定できないという問題ほどには深刻ではない。すなわち、十分主義においては、具体的に人々が最低限どこまでの福利などを保障されるべきか主張できなければ、そもそも理論それ自体が何も主張していないに等しい空虚なものになってしまう。しかし優先主義の場合には、まだその測定方法が見つかっていないという事実と、「優先性」を規範的原理として採用すべきだという主張は両立しようと考えられる。また、明確な福利の関数を示すことはできなくとも、さしあたり社会でもっとも裕福な者から最も貧しい者への再分配であれば、厳密な福利の測定をせずとも正当化できるだろう。

⁹⁸ 広瀬 (2018: 108).

優先主義は、広義の平等主義者が依拠できる理論のなかでも極めて有力なものであり、その規範的な望ましが、かなり頑健な根拠に基礎づけられていることは認められる。しかし、優先主義を現実の福祉国家に適用しようとした場合、勝者と敗者を生み出す「Win-Lose」の構造をもつ再分配をあまりに問題ないものとみなし過ぎるという問題が挙げられる。そのような再分配は、ロールズの用語における「コミットメントの負荷（緊張）」が過大になる可能性がある⁹⁹。すなわち、優先主義的な再分配は純粋に道徳的な善意に基づくものであるため、現実の、必ずしも道徳的でない人々から合意を得られるとは限らない。これに対し、後述するパレート主義は、誰の状態も悪化させることのない、「Win-Win」の構造をもつパレート改善に重点を置いているため、より合意を形成しやすいものとなっている。この論点は本稿の主題と深く関係しており、本章のパレート主義に関する説明、および続く第5、6章においても検討することになる。

(4-2-2) パレート主義的な契約主義

本節の冒頭でも述べたように、本稿では福祉国家の効率性に基づく記述的なモデルを「公共経済学モデル」、そしてその根底にある規範理論的な前提を「パレート主義」として形式的に区別する。パレート主義は、主流派経済学の知見と組み合わされた「契約主義」の一形態である¹⁰⁰。契約主義の中心的な考え方は、正義の原理が、個人が協力的相互作用を引き受けることに自発的に同意するであろう条件を特定するというものである¹⁰¹。契約主義は、ロールズなど著名な支持者が存在するにもかかわらず、あまりその特徴が整理されていない理論であるため、(i) まずはこの理論が持つ特徴と、本稿がどのような形態の契約主義を支持するかについて説明する¹⁰²。その次に、(ii) 契約主義の一理論であるパレート主義がどのような主張を行うものかを確認する。そして最後に、(iii)

(i) 契約主義

以下に示すのは、契約主義の中心的な理論的特徴である。ただし、これは契約主義内部の

⁹⁹ ロールズ (2020: 254)。

¹⁰⁰ 本稿がパレート主義を主流派経済学の知見を受け入れた契約主義の一形態だとみなす根拠は、Heath(2014)における以下の記述にある。

「なぜなら、「市場の失敗」の視点は、広範な自由主義的な正義の理論（私が第6章で明確にする「最小限に議論の余地のない契約主義」など）を受け入れ、市場についてかなり標準的な経済学的視点を採用することの、非常に自然な結果だからだ(Heath 2014: 6).」

¹⁰¹ ヒース契約主義のパズル

¹⁰² ここでの契約主義の特徴は、ヒースが支持するタイプのものであり、すべての契約主義に網羅的に当てはまるものではない。

様々な議論を脇に置き、主にヒースに依拠しつつ、本稿が支持する契約主義の形態を独自に整理したものである。ここでの説明の目的は、パレート主義について詳細な説明を加える前に、その前提として契約主義それ自体についてもある程度理解を深めておくことにある。

本稿が支持する契約主義の概要

契約主義とは、正義の原理が「協力の利益と負担」を分配するために存在すると考える規範理論である¹⁰³。合理的な主体たちが互いに協力し合うことで、単独で行動するよりも大きな利益を得られるような状況を想定し、そこで採用されるであろう社会的協働の条件（社会契約の条件）が、正義の原理となる。しかし第2章において確認したように、純粋に私的利益を追求する合理的な主体に対し正義に適うルールを遵守させ、社会的協働を成立させることは困難である。

本稿では、第3章においても述べたように、再構成的アプローチと呼ぶ道徳哲学の方法論を採用することでこの困難を回避する。すなわち、現実社会においてどのような社会的協働の形態が望ましいと考えられているかを再構成的に明示化するという形で、契約主義の規範理論を構築する。具体的には、現実世界において広く採用されており、すでに社会規範レベルではその望ましさが認められている社会の基本的構造だといえる福祉国家型資本主義を、そこに内在する契約主義的（パレート主義的）な原理を道徳哲学的な根拠として、改めて明示的に正当化する。この方法論によって構築された規範理論は、現実世界でどのように集合行為問題が解決され、実際に社会秩序の成立が可能となっているかの記述的な説明に基づいている。よってそれが人々にとって現実的に受容可能であり、また規範的に望ましいものであることがあらかじめ保証されている。そしてそのうえで、再構成的な規範理論はただ現状追認を行うためだけではなく、明示化された原理（契約主義においては効率性と平等）をより高い水準で実現したり、それを損なうような政策が行われようとしている場合に批判したりするための根拠として用いることができるのである。

「合意」による規範的基礎づけと義務論的性格

契約主義は、「合意」に基礎づけられた規範理論だといえる。社会的協働の公正な条件、すなわち正義の原理の望ましさは、参加者がそれに不満を抱かず、合意できるかに由来している。また、社会的協働の条件に不満を持った非協力的な主体が多く存在する場合、社会全体の成立それ自体が困難になるというより現実的な視点からも、合意の重要性が指摘できる。

そして、誰もが合意可能なはずだと考えられる正義の原理は、それに違反しようとする者に対し、義務論的な道徳的制約を課すことができる¹⁰⁴。例えば、社会的協働の様々な領域に

¹⁰³ Heath(2014: 145).

¹⁰⁴ Heath(2014: 145).

において、全体の利益よりも私的利益を優先した方が個人の利得が最大化される囚人のジレンマの状況が発生する。しかし、社会の中で不当な利益を得たり、協働のコストの負担を誰かに押し付けようとしたりする者の存在が、誰もが合意しうる正義の原理において許容されるとは考えられない。よって、社会的協働へのただ乗りをしようとする人に対しては、正義の原理を持ち出して義務論的に批判することができる。

ただし、正義の原理はあくまで社会的協働に関わる領域にしか適用されないため、個人の生活における様々な道徳的判断のすべてに用いることのできるものではない。しかしこの限定性は、社会的協働に関わらない領域においては、自由な道徳観や信条をもつことを許容するため、リベラルな社会を望ましいと考える論者にとってはむしろ都合のよい特徴となる。

効率性および平等性（対称性）の重視

契約主義が合意を形成するうえで重視するのは、社会的協働の「(パレート) 効率性」と「平等性 (対称性)」である¹⁰⁵。効率性については次のパレート主義の説明において詳述するが、ここではこの概念が社会的協働全体が生み出す利益に関するものであり、その最適化がもっとも合意を形成しやすい協力の条件であるということだけ述べておく。

もう一つの重要な概念である平等性は、契約主義においては「対称性」という形で取り入れられる。すなわち、平等性への配慮がそれ自体価値をもつとみなすのではなく、合意を形成するために確保されなければならない条件の一つとして擁護できるのである¹⁰⁶。社会的協働が、そこに参加する個人の投入するインプット（労働量等）やアウトプット（生産物等）を不平等に分配するとき、不遇な参加者は、より恵まれた条件を享受する参加者と自らの立場を入れ替えたいという動機、および協働に対する不満を抱く。大きな不満を抱える参加者が存在する場合、その参加者は非協力的な行為を取ることで待遇の改善を訴え、最終的には協働から離脱すると考えられる。あるいは、その協働からの離脱が不可能な状況であれば、暴力的な手段に依拠することも考えられる。よって、安定的な社会的協働を実現するためには、参加者の不満が許容可能な水準まで下がるよう他の参加者が妥協したり、不平等の発生が協働の特性上避けがたいとしても、誰が不遇を被るかを参加者にとって公正であると思われる方法で決定したりすることが必要であるという形で、契約主義的な視点からも平等性に配慮した主張が行える。

(ii) パレート主義

パレート主義は、社会的協働に対する合意を形成するために、経済学における「パレート

¹⁰⁵ Heath(2014: 151).

¹⁰⁶ Heath(2014: 150).

効率性」の概念に依拠する契約主義の理論である。ここでは、まずパレート効率性の経済学的説明を確認し、そのうえでこの効率性概念が契約主義の観点からどのように原理として採用されるかを説明する。

経済学におけるパレート効率性

パレート効率性は日常的な意味での「効率性」ではなく、経済学的な概念であるため、ここでその定義と主要な特徴を説明しておく¹⁰⁷。「パレート効率的（最適）」な状態とは、他の誰かの状態を悪化させることなしに、どの一人の状態も改善することが不可能な状態を指す。もし、誰の犠牲も払うことなく、誰か一人の状態を改善できる（「パレート改善」を行うことができる）余地が残されている場合、その状態は「パレート非効率的」であるといえる。「厚生経済学の基本定理」により、いくつかの条件を満たしている場合、完全競争市場均衡がパレート効率的になることが証明されている。この定理が、経済学者が政府の不必要な介入によって歪められていない競争的な市場を、規範的に擁護することの根拠となっている。ただし、基本定理の想定は極めて理想的であり、現実の状況下では様々な要因から前提条件が満たされず、種々の「市場の失敗」が起こる。よって、市場の失敗による非効率を是正する限りにおいて、政府の介入が正当化される。

パレート効率性それ自体は抽象的な概念であるため、この効率性を様々な変数によって測ることができるが、経済学およびパレート主義においては基本的に「効用」（具体的にはそれを実現するための資源）が、測定の変数として用いられる。そして、経済学において効用は基本的に「選好の充足」であると把握されている¹⁰⁸。消費者は、予算制約の下で自らのもっとも望む財やサービスの組み合わせを購入し、選好を最大限充足させるような行動を取ると想定される。そして競争的な市場は、生産者に対して、消費者の選好充足を目的とするような行動を取らせるための制度として採用されるのである。なお、この選好充足説を採用することの規範的含意に関しては、次に詳細に検討する。

契約主義的な規範理論としてのパレート主義

パレート主義は、パレート効率性を原理として、福祉国家の再構成的な規範的正当化を担う契約主義の理論である。国家は継続的にパレート改善を実現するために、市場を活用、あるいは規制すべきだとされる。パレート効率性が契約主義的な原理として選択されるのは、それが誰の不利益も生じさせることもなく協働から得られる利益を増加させるという、いわば「Win-Win」の構造をもった改善を目指しており、もっとも合意を形成しやすいためである¹⁰⁹。社会的協働の負担と利益をどのように分担・分配するかを考えたとき、もし現状よ

¹⁰⁷ スティグリッツ（2022: 第2章, 第3章）。

¹⁰⁸ 神取（2014: 14-17）。

¹⁰⁹ Heath(2014: 2)。

りもパレート効率的な状態への改善が可能なのであれば、参加者がその改善を行うことに合意することは、半ば自明に受け入れられる想定だといえる。これに対し、例えば目的論的平等主義を原理として採用することは、誰の状態も改善しない水準低下や、より多くを持つ者の不利益によって不遇な者を利する「Win-Lose」の構造をもった状況の移行を推奨してしまうため、不利益を被る協力の参加者に対して不満を抱かせる可能性が高い。よって、契約主義的な理論において正義原理を基礎づけるうえでは、パレート効率性に依拠するのが最も有力である。

パレート効率性およびその経済学的な諸前提は、それが道徳的な問題を抱えるものだと指摘されることが多い。しかし、ほとんどの場合そのような指摘は誇張されたものであり、パレート効率性がまったく受け入れられないものであるかのような誤解を生じさせている。そのような誤解を招く主張の代表的な例として、ヤン・エルスターによる①「適応的選好形成」の指摘と、アマルティア・センなどによる②「効率性と平等のトレードオフ」の指摘が挙げられる。パレート主義、およびその理念を実現する福祉国家の規範的望ましさが頑健なものであることを示すため、これらについて論じておこう。

① 適応的選好形成

まず、適応的選好の問題について論じよう。これは、「なぜ個人の欲求充足が、個人の欲求それ自体が選択に先立つプロセスによって形づくられているかもしれない場合であっても、正義や社会選択の基準であるべきなのか？」という問題だと説明される¹¹⁰。一般的にはこの問題は、選好充足によって社会の望ましさを測った場合、劣悪な社会状況のために人々がひどい水準の生活をするに慣れてしまっており、わずかな物質的豊かさで十分効用を得られてしてしまうような場合でも、それは問題ないということになってしまうことを指摘するものとされる。センは同様の問題を、「飼いならされた主婦、あきらめきった奴隷は、ほんの少しの幸せでも満足してしまう」という表現で言い換えている¹¹¹。

まず、この用語から直観的に想起される、センの比喻のような状況の問題（ただしエルスター自身が主張したものではない）が、極めて非現実的な想定に基づくものであることに注意すべきである。「飼いならされた主婦」や「あきらめきった奴隷」の存在を「適応的選好」の問題として捉えるには、抑圧された主婦や奴隷の「選好」が真に変化させられていなければならない。つまり、実際にはより多くを望んでいるが、単にそれが手に入らないので「我慢」しているのではなく、現在の低水準の財やサービスによって心から十分満たされていると感じているという想定が必要なのである。この時点で、適応的選好の事例として考えられ

¹¹⁰ エルスター (2019: 303).

¹¹¹ Duhs(2008).

る状況が極めて限定されていることが分かる。現在は抑圧されているために我慢しているが、もし可能であればより多くを得たいと考えているような人の場合、適応的選好の問題にはならない。そのような人については、そもそも選好充足説に基づいて問題視することが十分可能である。さらに言えば、適応的選好がパレート主義にとっての問題になると主張するには、社会構造レベルでの原理の選択に影響するほど多くの人が、心から低水準の厚生で満足するような状態を想定しなければならないが、そのような社会はサイエンス・フィクションのようなものとしてしか想定できない。そして、社会の中でごく一部の人が適応的選好の問題の事例となりうるような状況に置かれていたとしても、それはパレート主義にとっての致命的な問題になるわけではなく、十分対処可能なものである。このように、適応的選好がなぜ問題となるのかは、この用語それ自体やセンのたとえ話から直観的に受け取られる印象にも関わらず、実際には極めて不明瞭である¹¹²。

エルスター自身が適応的選好の問題として実際に指摘しているのは、「厚生を増大」と極めて抽象的な意味での「自律」が矛盾する場合があるということだけである¹¹³。すなわち、もし適応的選好が形成されてしまった場合、そこからの脱却は自律の問題を解決するが、厚生は減少してしまうと考えられる。しかし、この主張は主体が自律的に形成する「真の利益」のようなものを想定しなければ成立しない、かなり極端なものである。選好充足の望ましさについて議論するうえで、そのような自律や自由意志に関する深淵な問題に立ち入る必要はない。よって適応的選択の問題が、パレート主義の考慮すべきものであるとは考えられない。

② 効率性と平等のトレードオフ

次に、パレート主義的な立場に対してもっとも頻繁に指摘される「効率性と平等のトレードオフ」の問題について論じる。これは、パレート効率性の概念が、社会の内部に極端な不平等が存在していても、それを問題とみなすことができないことに対する指摘である¹¹⁴。この指摘について論じるうえでは、第一に、このような難点の存在が、平等主義者の立場を有利にしているわけではないということに注意すべきである。効率性を犠牲にした平等が純粋に望ましいと考えられるのは、第4章において説明した目的論的平等主義などの立場を取り、水準低下を望ましいことだと考えた場合などに限定される。それ以外の十分主義や優先主義では、分配を実現するために社会全体の資源を増やすこと、すなわち効率性を追求することは、むしろ推奨されなければならない。このように、パレート効率性の概念は、平

¹¹² 適応的選好の内実が不明瞭であることについては、安藤（2007: 188）でも指摘されている。

¹¹³ エルスター（2019: 327）。

¹¹⁴ セン（2022: 第9章）、田中（2023: 79）。

等主義者にとっても手放せるものではない。

よって、真に問題となるのは、効率性と平等のどちらが道徳的に望ましいのかということではなく、両者の間のバランスをどのようにして取ることができるか、という問題である。そしてこれはむしろ、平等主義者の側に突き付けられた問題だといえる。平等主義者のほとんどは、極端に効率性を犠牲にする平等化は望ましくないと直観的に判断するだろうが、具体的にどこまで妥協すべきかを決定する基準は、平等（あるいは十分性や優先性）それ自体を道徳的に望ましいものとみなす平等主義の理論に含まれていない。その点、先述したように契約主義においては「対称性」への配慮として、平等と効率性との妥協を理論に組み込むことができる。すなわち、契約主義であれば、社会的協働の参加者間で負担と利益のバランスが非対称である場合、それが合意可能な範囲に収まっているかという判断基準に依拠することができるのである。これは合意の抽象的な道徳的価値に依拠して主張することもできるが、不平等に不満を抱く社会の成員の存在が、社会的協働全体を危機に曝すリスクという現実的な観点からも訴えられる主張である。よって、パレート効率性の概念に対してはしばしば奴隷制さえも許容してしまうという批判が向けられるが、契約主義者はこれに対し、そのような極端に過ぎる非対称性を抱え込むことは肯定していないと反論することができる。

よって、契約主義の一種であるパレート主義も、平等を原則としてその理論的射程から排除するものではない。契約主義的な動機をもった理論家が平等化に慎重な姿勢を見せ、パレート効率性に対してより肯定的であるのは、パレート改善はどのようなものであっても合意の形成が期待できるのに対し、平等化の場合は効率性を過度に犠牲にせず、不満を生じさせないような方法が、現実の経済システムにおいて見つかっていないためだといえる。例えば、不平等を縮小するという観点からすれば、労働市場に対する規制を強化すべきだと考えられるが、労働力に対する需給の構造を大きく歪めてしまえば、労使ともに受け入れがたい非効率が生まれてしまう。しかしもし、効率的に労働者間の格差を縮小するような方法が発見されたとすれば、パレート主義者がそれを現実の福祉国家に対して推奨するということは十分可能である。このように、パレート主義は効率性と平等のトレードオフをないがしろにするものではなく、むしろそれに対処するうえでもっとも充実した議論を可能にする理論だといえる。

最後に、パレート主義および契約主義が行う効率性と平等のトレードオフは、効率性と他の価値および原理一般とのトレードオフに対処するという形で拡張できる可能性をもっているということを指摘しておく。もし他の価値や原理が社会の中で広範な支持を集め、そこに合意が形成されているとみなせるならば、平等への配慮と同様に、パレート主義者がその価値や原理を擁護することが十分可能である。ただし、これまで強調してきたが、効率性以外に全体の合意が得られるような価値や原理を発見することが極めて困難であるということには注意すべきである。契約主義者が現実的な議論においてはパレート主義を擁護すると考えられるのは、効率性以上に異論の余地が少ないような規範的概念が、現状明らかに

なっている限りでは存在しないという理由からであったことを忘れるべきではない。

(4-2-3) 本節の総括

本節では、福祉国家に内在する規範の候補である平等主義およびパレート主義的な契約主義の規範的な望ましさについて、道徳哲学的なレベルで検討した。結果として、福祉国家を正当化するうえでもっとも依拠されることの多い平等主義の多くの形態（運の平等主義、目的論的平等主義、十分主義）が、実際にはなぜ規範的に望ましいと考えられるのか明らかでないことが示された。これに対し、パレート主義および契約主義は、誰しもがその規範的望ましさを否定しがたいパレート効率性、およびその根底にある合意の原理に依拠するものであり、他の原理や価値よりも頑健な基礎づけをもつ理論であった。

しかし平等主義の諸理論の中で、優先性を組み込んだ効用関数を前提とする功利主義に等しい優先主義に関しては、明確な規範的な基礎づけが存在することが認められた。唯一の懸念点は、優先主義はコミットメントの負荷を過大にしがちであり、あまりに道徳的な要求が高すぎるということであった。従って、福祉国家をパレート主義ではなく、優先主義的・功利主義的な規範に基づいて運営すべきだという主張は、まだ排除されたわけではなく、一定程度規範的なレベルでの妥当性を認められるものである。この、パレート主義と功利主義の競合に関しては、次章以降、その規範的望ましさの次元というよりも、現実の福祉国家の実践をどちらがよりの確に説明するかという記述的な次元に論点を移行し、引き続き検討される。

第5章 パレート主義に向けられた批判

本章では、ヒースのパレート主義に対して向けられた批判を2つ紹介する。そのうちのマーク・コーエンとディーン・ピーターソンによるものは、パレート主義に対するありがちな誤解に基づいたものであり、容易に応答ができる。しかし、ジェフリー・モリアーティによる批判は、パレート主義に極めて重大な問題が未検討のまま残されていたことを指摘するものであり、ヒース自身、十全な応答ができているとはいえない¹¹⁵。よって本章で紹介するモリアーティの批判に対しては、次章で本稿独自のアプローチによる解決を試みる。

(5-1) コーエンとピーターソンによる批判と応答

まずは、コーエンとピーターソンによる、ヒースのパレート主義に対する批判を検討する。コーエンらの主張の要点は、パレート主義が消費者選好を満たすという「善」を目的とする、功利主義的な立場として捉えるべきであるというものである¹¹⁶。結論からいえばこの考えは誤っているが、直観的には、パレート主義が功利主義と相違ないと考えるのにも無理はない。日常的な意味での「効率性」は、それがより良い結果をもたらすという事実に基づけられた道具的な価値とみなされるためである。しかし、パレート主義における効率性は、それが現実の社会的協働をもっとも合意可能なものにするという理由から支持される、契約主義的、義務論的、そしてリベラルな「原理」として理解されるべきである。コーエンらの主張を検討することは、パレート主義の政治哲学的における位置づけを確認する上で有用である。

(5-1-1) コーエンとピーターソンの主張

コーエンとピーターソンの主張は、以下の2つの論点からなる¹¹⁷。

- ① パレート効率性は厚生総量を最大化すべきだという概念であり功利主義的である。
- ② パレート改善によって最大化されるのは経済学理論の定義する通り「選好の最適な満

¹¹⁵ なお、コーエン、ピーターソン、モリアーティはいずれもビジネス倫理学者であり、彼らの批判は基本的にヒースのMFAを巡るビジネス倫理学内の論争の文脈において理解されるべきだが、批判の内容は本稿のようにヒースの主張を政治哲学的な理論として解釈した場合にも当てはまるものである。

¹¹⁶ 本稿では、若干正確性を犠牲にするが、「帰結主義」と原文において記述されている場合でも「功利主義」と統一して表記する。

¹¹⁷ Cohen and Peterson (2019).

足」だが、これを最大化することは厚生¹の総量を最大化すると同等である。

コーエンらの批判は、「なぜパレート改善によって社会的協働の利益を最大化すべきなのか？」という、パレート主義の基礎づけに関する問いから始まっているといえる。彼らの解答は、それが選好の最適な充足によって測られる、厚生¹の総量を最大化するためだということなのである。このような理解からは、正義に合う社会は厚生¹の最大化を目指すべきだということ、功利主義的な見解が導かれる。

(5-1-2) コーエンとピーターソンに対する応答

コーエンらの誤りは、パレート原理を契約主義的ではなく、功利主義的に基礎づけたことにある。この点は第 6 章で詳細に論じることになるが、両理論は結果として現実社会において市場経済と福祉国家によるパレート改善を推奨するという一致を見せるものの、その根拠が大きく異なる。まず契約主義について確認しよう。契約主義の理論は、合理的な人々が社会的協働に参加するうえで、どのような条件であれば「合意」できるかという問いから始まる。すなわち、この理論は人々が「社会的協働」に参加するという状況設定と、「合意」の概念に基礎づけられている。このとき、パレート原理が採用されるのは、誰の損失も出さずに誰かの状態を向上させられるのであれば、それは異論の余地なく全員が合意できるはずだと考えられるためである。これに対して、功利主義はまず「人々の厚生を最大化しなければならない」という功利主義原理から出発する。そして、人々の厚生¹の総量²がその欲求および選好の充足によって測られるという説を採用し、それを最大化できる現実的な手段を考えたとき、パレート効率性を実現する市場経済と福祉国家の組み合わせが選択されると考えられる。

この二つのパレート原理の基礎づけが、どのように異なるのかを説明しよう。もっとも重要な違いは、パレート主義（的な契約主義）においては「協力の利益」が最大化されるべきだという理由からパレート改善が目指されるのに対し、功利主義では「厚生¹の総量」が最大化されるべきだと主張する点にある。前者は、合理的な個人にとって何らかの社会的協働が必要であるという最低限の想定から導くことができる。社会的協働への参加は人々の生存にとって必須であり、その条件のパレート改善が可能であればそうすべきだということには、利己的な主体を含め誰であっても合意できるはずである。これに対して後者の功利主義は、自らの利益につながるかに関わらず社会全体の利益を最大化すべきだということ、極めて道徳的に強い主張を含む原理が、社会の基本構造に内在しているという想定を必要とする。例えば、もし富裕層から貧困層へ所得移転することが社会全体で見ると厚生を増大させるなら、それだけを根拠とした優先主義的な再分配が行われなければならない。第 4 章における優先主義の説明において述べたように、このような移転は、貧困層を利し、富裕層に損失を負わせる「Win-Lose」の構造を持っているため、合意を形成することが困難である。

この違いを踏まえると、現実の市場と福祉国家の規範的原理を再構成的に記述しようとした場合に、なぜ功利主義的な「厚生最大化」ではなく契約主義的な「合意」があると考えられるべきかが分かる。第4章の平等主義モデルに関する箇所ですべて述べたように、福祉国家が行う再分配の程度は過大評価されている。富裕層の厚生を少しだけ犠牲にすることで、相当数の貧困層の厚生が大幅に増大させられるような状況があったとしても、ただそれだけの理由で国家の介入が正当化されることはほとんどない。そのような慈善あるいは共感に基づく所得移転は、道徳的な要求水準が高いものであり、どのような人にとっても尊重されるとは考え難いものである。すなわち、ロールズが指摘したように功利主義は「包括的教説」なのである¹¹⁸。よって、功利主義的な理念に基づく慈善的な分配を私的領域において行うことを妨げる理由は存在しないし、それは望ましいことだとも考えられるが、現実の福祉国家の根底にある、契約主義的でリベラルな正義の原理としてのパレート主義が、それを義務として課すことはないのである。

(5-2) モリアーティによる批判

モリアーティによる批判は、コーエンらによるものよりも遥かに妥当なものである。モリアーティは、パレート主義の発想それ自体は非功利主義的であることを正しく理解している。彼が指摘する問題は、より具体的な経済学的観点からのものである。以下では、まずモリアーティの批判の要点を確認し、次にその批判がパレート主義にとってどのような意味で問題になるのかを説明する¹¹⁹。

(5-2-1) モリアーティの主張

モリアーティの批判の主旨は、パレート主義が現実の福祉国家の下す判断を説明するうえで不適切であるというものであり、以下の2つの主張に分けられる¹²⁰。

- ① 現実の福祉国家は、パレート効率性ではなくカルドア・ヒックス効率性を改善しており、功利主義的な判断を行っていると考えられる

¹¹⁸ ロールズ (2020: 26).

¹¹⁹ ヒース自身によるモリアーティへの応答は Heath (2019) を参照。しかし、ヒースは決定的な反論を行っておらず、パレート原理を性急にきき止めるべきではないとしつつも、MFAが規則功利主義に基づくものにしてしまうことも可能だと認めている (Heath 2019: 23)。この論調は、近著のヒース (2025: 245) においても引き継がれている。よって本稿では、モリアーティに対する独自の論拠に基づく反駁を試みる。

¹²⁰ Moriarty (2019).

モリヤーティの第一の批判は、現実の福祉国家が行う政策のほとんどがパレート改善の実現になっておらず、規則功利主義的な実践に等しい、カルドア・ヒックス（KH）効率性を基準とした改善になっているということである。すなわち、モリヤーティは契約主義的なパレート主義が現実にはありえない理想でしかなく、実際においてはKH効率性に依拠した、功利主義的な改善が行われていることを指摘している。

まず、KH効率性の概念について説明しておく。この概念もパレート効率性と同様に、社会の状態の規範的判断を可能にする基準であり、より条件が厳しくないため広範な社会的領域での判断に用いることができるものである。具体的には、この概念は、「移動によって誰も状況が悪化しないことではなく、価値の増加が十分大きく、敗者が完全に補償され得る」ことを、状態の改善だとみなす基準だといえる¹²¹。すなわち、パレート効率性はそもそも誰にも損失が生じないような状況の移行だけを許容するものであったが、KH効率性は、たとえ損失を被る敗者がいたとしても、後でその人の損失を補償することで全体の利益が増加するのであれば、それを許容するものである。この概念は、もし勝者から敗者への補償を行えばパレート改善に等しくなることから、「補償原理」あるいは「潜在的パレート基準」と呼ばれることがある。しかし、この基準では、実際に補償を行うことを必須としないことが主流の立場になっている。その理由の一つは、一般的に政策実践において、誰にどれだけの補償をすべきかを特定することは困難であるということである。これは仮想的な事例だが、企業が騒音の出る工場設備で操業することで、近隣住民に負の外部性をもたらしている状況で、企業と住民の代表が合意し、住民に金銭的補償を支払って操業を続けることになったとしよう。しかし、どの区域まで騒音が及んでいるかを特定するかは困難であり、実際には特に何も聞こえないにもかかわらず、自らの住居でも騒音被害があるという虚偽の申し立てをする人が現れるかもしれない。そして、補償が実際には行われない場合、KH効率性の改善は、勝者と敗者の利益および損失を計算し、厚生総量を最大化するという、功利主義の理念に基づいた実践に等しくなる。

次に、モリヤーティの第一の批判の内容について説明する。モリヤーティは、現実世界において少しでも分配状態を動かした場合、誰かしらの状況を悪化させることになるため、その移行の望ましさはKH効率性や総厚生でなければ比較できないと主張している。彼はまた、換言すれば、現実世界においては、ほぼすべての分配状態がパレート最適だと捉えられるのだと述べている。すなわち、ある国のある時点での経済状態は、その時点でパレート最適が実現されていると捉えられる。なぜなら、基本的に福祉国家が新たにどのような規制や補助金を開始したとしても、それは必ず敗者を生み出す結果につながるため、現状維持がパレート最適だということになるためである。そして、敗者の発生を伴ってしまう分配状態の変化は、（誰の利益にもならない水準低下が発生していない限り）パレート効率性の観点か

¹²¹ Posner(1980: 489-490).

らは無差別であり、その前後で状態が良くなったのか悪くなったのか評価できない。これに対して、KH効率性であれば、敗者が発生したとしても勝者の利益がその損失を十分補償できるならその変化が望ましく、できなければ望ましくないという規範的判断が可能なのである。そして、政府が現実の政府プロジェクト、助成、規制を実施するうえでの判断材料となる「費用便益分析」は、このKH効率性に明示的に依拠した実践であり、福祉国家が規範的原理としてはKH効率性に依拠していることの証拠だと考えられる¹²²。

②「次善の理論」により、パレート主義から具体的な指針を導くことはできない

第二の批判は、厚生経済学の基本定理に関するものである。モリアーティが問題視するのは、「次善の理論」の存在が知られているために、パレート主義は、完全競争市場を安直に目指すことができないということである。経済学において、パレート最適を実現するための条件がひとつでも満たされていない場合、直接的にパレート最適に近似する政策が全体の最適に近づくとは限らず、そのような状況ではむしろパレート最適から遠ざかる施策を取ることがより良い結果へとつながることがあると証明されている¹²³。このような、理想的な条件が満たされないことを前提とし、そのうえで現状を改善するために採用される理論を、「次善の理論」と呼ぶ。例えば、関税は通常パレート最適から遠ざかる政策だが、すでに一つの市場で関税が実施されてしまっている場合、そこから状況を改善するには関税をさらに導入することが必要となる場合がある。

このような事実を踏まえると、パレート主義から具体的な政策実践のための指針を導くことができるかに疑問が生じる。完全競争市場を達成するような施策を重ねることで、最適な状態にまで線形に到達できるのであれば、その実行を契約主義的な正義に適った義務としてみなすことができるだろう。しかし、最終的にはパレート最適に到達できるとして、その過程で状況の悪化が発生してしまうのであれば、そのような施策の実施に全員が合意するはずだとは考え難くなり、契約主義的な正統性が損なわれてしまう。

(5-2-2) パレート主義が直面する困難

上記の批判を踏まえたとき、パレート主義にとってどのような不都合な結論が導かれるかを確認しておこう。まず②に示した次善の理論については、先述した通り、パレート主義から現実の福祉国家が行うべき政策を導こうとするうえで明らかに問題となる。この理論の最大の利点の一つは、他の政治哲学の諸理論では認めることの困難な、競争的な市場経済

¹²² Posner(2000).

¹²³ Lipsey and Lancaster(1956).

の規範的正統性を、それが Win-Win の改善を生み出すという根拠から主張できる点にあった。しかし、次善の理論の存在は、その過程で非最適な状態が発生してしまう可能性を示しているため、競争的市場を規範的に望ましい結果をもたらすものとみなす諸政策が、非現実的な想定に基づいているという批判の妥当性を認めざるを得なくなる。

次に、①の福祉国家が実際には KH 効率性を基準とした判断を行っているという事実からは、パレート主義を根底から揺るがす問題が浮かび上がる。すなわち、福祉国家と市場経済という現実の社会的実践は、合意という契約主義的な規範ではなく、厚生最大化という功利主義的な規範でしか正当化できないのではないかという問題である。もしそうであった場合、道徳哲学の再構成的アプローチという方法論と、パレート主義および契約主義の両立が困難になり、ヒースの立場を継承しようとする者は、どちらか一方の選択を迫られることになる。再構成的アプローチを優先する場合、現実には KH 効率性に基づく道徳的判断が行われていることを反映し、福祉国家をより功利主義的な理想に適合するものにすべきだと主張しなければならなくなるが、これは契約主義者の重視する合意を蔑ろにする恐れの高いものである。パレート主義を優先する場合は、現実的に達成可能な見込みのない規範的理想としてしかパレート主義を擁護できなくなり、伝統的な道徳哲学の、現実から遊離した決着の見込みがない抽象的な議論に引き戻されてしまう。いずれにせよ、モリアーティの批判を認めた場合、契約主義者にとって受け入れがたい結論が導かれる。

よって本稿では、モリアーティの批判に応答し、再構成的アプローチとパレート主義が両立可能であると主張する可能性を模索する。次章では、まずモリアーティの②の批判に対する反論を、そのために用いる方法を確認したうえで行う。そして最後に、①の批判に対しても簡潔に応答する。

第6章 パレート主義の再擁護

前章で確認したモリアーティによるパレート主義の批判は、再構成的アプローチを採用する場合、現実には福祉国家が種々の判断のために依拠するのはパレート効率性ではなく KH 効率性であるため、福祉国家という社会的実践に内在する規範が功利主義であることを認めなければならないという不都合な結論を導くものであった。しかし本章では、モリアーティの批判を反駁し、福祉国家が KH 効率性を採用しているとしても、それはパレート効率性の改善が困難な状況における、代替となる規範的基準としてでしかないということを主張する。具体的には、KH 効率性など他の規範はパレート効率性というより合意を形成しやすい規範よりも下位の地位にあり、上位のパレート効率性に優越することがないということを主張する。この主張が成功した場合、パレート主義者・契約主義者は、福祉国家が KH 効率性など他の規範に依拠することを認めるとしても、それはパレート改善が不可能な状況でなお合意を形成しようとするための苦肉の策であり、功利主義的な厚生を最大化を目的とした実践ではないのだと主張できる。

(6-1) 方法論の明示化

本章では、前章に示したモリアーティによる批判に対する反批判を行い、現実の福祉国家が、功利主義ではなく、パレート主義および契約主義を原理として採用していると考えられると主張する。本節では前提として、論証に用いる方法論を明確化しておく。

(6-1-1) 論証の方法

本稿の採用する論証戦略は、福祉国家において KH 効率性すなわち功利主義の規範に準拠した実践が一切存在しないと示すのではなく、合意を実現するパレート効率性の方がより優先順位の高い、上位の原理として存在していると示すことにある。換言すれば、福祉国家において KH 効率性はあくまでパレート効率性が利用できない状況下における、より重要性の低い規範的基準の一つに過ぎないと主張したい。しかし、KH 効率性が使用されているという事実を踏まえたうえで、それでもなおパレート効率性が優越するはずだという論証は、どのようにして行えるだろうか。本稿では、ヒースがアイデアを示した「 n 次善の理論」を用いて論証する。この方法論は、ロールズの理想理論と非理想理論の問題点を解消するために考案されたものだが、本稿ではこれを、より理想度（望ましさ）の高い上位の次元における規範と、下位の次元における規範を判別するために応用する可能性を模索する。

(6-1-2) n 次善の理論

ヒースは、ロールズの理想理論と非理想理論の区別と、先述した「次善の理論」の考え方を組み合わせ、「n 次善」の規範理論を生成するという方法論を提起した¹²⁴。ヒースは、次善の理論の発想を、理想理論と非理想理論をめぐる論争を解決するために応用する。彼の主張は、何の現実的制約も想定しない第一次善の理想理論に、現実的な条件を加えるプロセスを反復することで、次善（第二次善）の理論だけでなく、そこから第三次善、第四次善と、さらに理論を生成し続けることができるはずだというものである（図 6.1 を参照）。この考えの利点は、従来ひとくくりに「理想理論」と呼ばれてきた諸理論の解像度を高め、不毛な議論のすれ違いを解消できることにある。ヒースはこの理論により、ロールズの理想理論に対する G. A. コーエンとアマルティア・センからの批判へ応答する。ロールズの理想理論は、コーエンからは理想を現実的考慮で汚染しているとみなされ、反対にセンからは理想化されすぎていて現実に応用できないため無意味だと批判された。n 次善の理論を想定することで、これらの批判に応答することができる。まずセンに対しては、高次の理想理論が現実には到達不可能であるとしても、そこからより低次の理論を生成していけば、最終的には現実的な理論に到達できると反論できる。コーエンに対しては、彼が異なる理想化のレベルで議論していることを指摘できる。分析的マルクス主義者のコーエンは極めて厳格な運の平等主義の支持者だが、彼の理論は現実のあらゆる制約を無視した第一次善の理論だといえる。これに対し、ロールズの格差原理は、第二次善の理論であり、社会でもっとも恵まれない者の利益になる限りで不平等が生じることを許容する。これは、より多くの利益を得られるというインセンティブがなければ、人々が積極的に労働しないという、人間心理に関する現実的制約を考慮したものであり、第一次善の理論の視点から批判するのは不当である。

¹²⁴ Heath(2013).

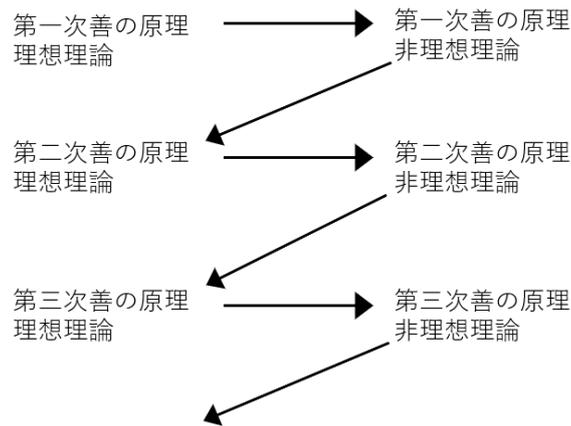


図 6.1 規範的枠組みを生成するための反復的プロセス¹²⁵

(6-1-3) n 次善の理論の問題点とその対処

しかしヒースは、n 次善の理論をいかにして生成することができるかを必ずしも明確に示していない。以下では、n 次善の理論の生成を実用化するうえで明確化しなければならない 2 つの論点について、本稿としての見解を述べる。

① 「理想化」とは何を意味するか

ここまで、ヒースにならい「理想化」という語を日常的な意味で用いてきた。しかし、我々が現実の制約を取り払って理想像を示すとき、具体的には何をしているといえるだろうか。本稿では、理想化とは、「中心的価値および原理の抽出」と、「現実的制約を捨象する抽象化」という 2 つの組み合わせたプロセスとして定義する。ヒースは後者のプロセスについては言及しているが、前者のプロセスの必要性について触れていない。しかし、単なる現実そのものから理想理論を抽出することは、「もし制約が無ければどのような価値や原理を実現するのが望ましいか」、すなわち何が最も追求されるべき価値や原理なのかを明確にしなければ不可能だといえる。これを明確にしなければ、高次の理論と低次の理論の一貫性が失われてしまい、センの批判通り、高次の理想理論は現実的な道德判断と関わりをもたないということになる。よって、本稿ではある規範理論においてどのような価値および原理がもっとも中心的なものであるかを示したうえで、理想化を行う。

② 「経験的制約」について

¹²⁵ Heath (2013: 166) より筆者作成。

抽象化のプロセスについても問題がある。それは、何の制約もない第一次善の理論に対し、どのような経験的制約をいかなる順序で追加していくことで、第二次善、第三次善と、より低次の理論を生成すべきかという問題である。ヒースは、第二次善の理論（例えば格差原理）が「人間心理の事実」（発達の可塑性や社会学習の範囲、計算能力・記憶・注意力の限界、行動経済学によって特定されたバイアスの種類を含む、広義に理解されるもの）という経験的制約の導入によって生成されるとしている。そして、価格メカニズムを利用しなければ効率性が著しく損なわれる（そのため賃金の公正な決定を手放さなければならない）という制約を導入し、（契約主義的な）平等主義にとっての第三次善の理論において市場経済が採用されることを示した。第二次善の理論の生成が、人間心理の事実を導入することで行われるという部分は問題ないだろう。しかし、ヒースが第三次善を生成するうえで導入した制約は、彼の契約主義的な平等主義という関心にあまりに特化したものであり、他の規範理論の第三次善の理論と理想化のレベルをそろえるうえで適切であるとは言えないため、より一般化する必要がある¹²⁶。これは、ヒースがこの方法論を提唱した目的が、道徳哲学の諸理論の間の理想化のレベルを「そろえる」ことであったことを考慮すれば、必ず明確にしておかなければならない点だといえる。以下に、上記の2点をふまえたうえで適切なものと考えられる、n次善の理論の生成方法をまとめて示す。

（i）第一次善の理論の生成

ある規範理論における最も中心的な価値または原理が何であるかを特定する。その価値または原理が一切現実的な制約の影響を受けず、最大限実現されているような状態が第一次善の理論となる。この段階では、人々が無制限の利他主義的行動を取り、また人々が資源を無尽蔵に利用可能であると想定されるため、道徳的行為を取るための制約は存在しないものとみなせる。

（ii）次善（第二次善）の理論の生成

第一次善の理論と同じ価値や原理を最大限実現しようと試みるが、「人間心理の事実」の影響を考慮する。第一次善の状況下では人々が無制限の善意志あるいは利他主義をもつものと想定できるが、この段階では人々が利己的に振る舞うことを想定しなければならない。この状況下では、ある規範理論に基づく制度を人々に受け入れさせるために、自発的にその

¹²⁶ どのような規範理論にとっても「人間心理」の特性は制約となり得るだろうが、価格メカニズムはそれが特に妨げにならない理論も存在すると思われるため、理論間の理想化のレベルをそろえるための基準としてはより一般的な基準に依拠すべきだと考えられる。

規範を受け入れるよう動機付けること、あるいは規範からの逸脱に対し外的制裁を加えることが必要になる。

(iii) 第三次善の理論の生成

次善の理論にさらに、本稿が「基本的な経済学的事実の制約」または「資源活用の制約」と呼ぶ制約の影響を加える。この段階で考慮されるのは、利用可能な資源および情報の制約である。具体的には、資源が有限であり希少性を持つこと、資源の適切な分配に必要な情報が自明でないこと、といった制約がある。これらの制約は経済学における基本的な前提であり、多くの規範理論にとって、第三次の最善策として市場経済の導入を選択すべきだという結論へと導く。

(iv) 第四次善以降の理論の生成

次善および第三次善の理論よりも詳細で派生的な心理学的、経済学的制約、あるいはその他の社会科学や自然科学によって明らかにされた経験的制約を追加していく。制約を追加していくことで、理想理論は最終的には現実世界そのものを想定することに等しくなるだろう。本稿では、いかなる制約をどのような順序で追加していくべきかについて、すべて明確にすることはできないが、少なくとも第三次までに追加された制約は、他のより詳細な制約よりも基礎的なものであり、高次の段階で追加されるべきだと考える。

(6-1-4) n次善の理論の応用

本稿ではn次善の理論の考え方を応用し、ある実践に内在する諸規範の地位を明示化するための方法として用いる。n次善の理論の本来想定されている目的は、ある価値や原理を中心とする規範理論について、そのもっとも理想的な形態から徐々に現実的な諸制約を追加していくことで、最終的には実際の道徳的判断に応用可能なものにしていくことだといえる。この現実化のプロセスにおいて、功利主義などの特定の価値に基づく規範理論に関しては、どの次元の理論においても、厚生総量という同一の規範的基準に依拠することができる。しかし、契約主義的・義務論的な原理に基づく規範理論の場合は、各次元で異なる規範的基準を用いることが考えられる。なぜなら、道徳哲学において伝統的な「正」と「善」の区別において、契約主義・義務論は正の理論に属するものであり、正義の原理という制約さえ満たしていれば、どのような内容の規範に依拠することも可能だからである。そして、正義の原理に依拠する規範理論において、上位の次元で採用される規範はより正義に適うものであるため、現実的な制約を考慮し、善後策として下位の次元で採用される規範よりも、優先されるべきものだといえる。

具体的には、本稿では、契約主義に基づいて生成される n 次善の理論において、パレート効率性の規範が上位の規範として、そして KH 効率性の規範がより下位の地位にある規範として存在すると主張することを試みる。すなわち、合意に基づく正義の原理を追求する場合、現実的制約さえなければパレート改善を実現することが望ましいが、それが不可能である場合、妥協して KH 効率性に依拠することが考えられると主張する。これが示せた場合、再構成的アプローチとパレート主義を両立させることが可能になる。なぜなら、現実の福祉国家が KH 効率性に依拠した判断を行うことと、実現が困難なパレート効率性をより望ましい規範としてみなすことが、想定している理想化の度合いが異なるというだけで、どちらも合意という契約主義的な原理を一貫して追求するものだと主張できるためである。このように主張できれば、 KH 効率性に基づいた現実の道徳的判断から功利主義が福祉国家の追求する規範理論であるとみなすことも、パレート効率性を実現可能性を無視して追求することもせずに済む。

次節では、功利主義とパレート主義および契約主義の n 次善の理論を、それぞれ KH 効率性を採用する段階まで生成する。そして両モデルを比較対照し、どちらが現実の福祉国家が KH 効率性を採用することをより適切に説明できているのかを検討する。もしパレート主義および契約主義の n 次善の理論モデルがより適切な説明を与えられた場合、福祉国家に内在しているのは功利主義ではなく契約主義の原理であるとみなせる。そして福祉国家が契約主義的な合意を追求する社会的実践であると考えた場合、パレート効率性が KH 効率性よりも上位の地位にあるという、本稿が擁護を試みる主張が導き出せるはずである。

(6-2) 契約主義および功利主義の理想理論

本節では、パレート主義（契約主義）と功利主義の双方の n 次善の理論を生成し、どの次数で KH 効率性の採用に至るかを検討し、どちらの規範理論が現実の福祉国家の規範的実践をよりよく説明できるかを検討するための判断材料とする。

(6-2-1) 功利主義の理想理論

まずは功利主義の理想理論を生成するが、前提として、この規範理論にとって最も中心的な価値が何であるかを明確化する必要がある。本稿では、必ずしもすべての功利主義者が同意するとは限らないが、この理論が究極的には「共感」という価値に基づくものだと主張する。功利主義の特徴としては「最大多数の最大幸福」が挙げられることが多いが、この理論がすべての主体の幸福をすべて等しいものとみなす、「普遍主義」ないし平等主義も同程度

に重要な特徴である¹²⁷。功利主義が「最大多数の最大幸福」と「普遍主義」の特徴をもつことを一貫して説明するには、この理論の根底に他者の幸福に対する無差別の「共感」があるとするのが最も妥当だと考えられる。すなわち、自身の幸福とすべての他者の幸福を完全に等しく感じられる共感能力をもつ場合には、功利主義が自然と採用されると考えられるのである。

(i) 第一次善

功利主義の最善の理想状態は、すべての主体が最大限幸福であるような状態である。各主体はまた、全人類の幸福を自らの幸福とみなすような無制限の「共感」の持ち主であるため、価値の対立は起こらず、また全員が幸福最大化に向けて正しい選択をできる合理性を有しており、そのための努力も惜しまない¹²⁸。

(ii) 第二次善

人間の心理に関する想定を導入する。第一に、人々の共感が限定的であるため、各人の効用が両立不可能であったり、ハーサニのいう反社会的な選好を含んだりする多元的なものであることを認める。そして第二に、人々が自らの幸福を減らしてしまうような不合理な選択を行ったり、怠惰などのために幸福最大化のための努力を行わなかったりすることを認める。

この段階で、第一次善のレベルで極度な共感性をもつ功利主義エリート、およびパターナリスティックな国家の必要性が現れる¹²⁹。しかし、功利主義エリートの介入さえあれば、社会の幸福最大化が実現できると想定するという意味でまだ現実世界よりもかなり理想化されている。

(iii) 第三次善

功利主義エリートおよび福祉国家の介入が、その能力や利用可能な資源の限定性から、現実的には失敗するものだという想定を導入する。例えば、完璧な計画経済を政府が行うこ

¹²⁷ 功利主義の普遍主義的な性格の根底に共感があるとみなす功利主義者の一例としては、安藤 (2003: 173)。

¹²⁸ ピーター・シンガーなど動物倫理に親和的な論者が数多くいることから分かるように、功利主義の「共感」の及ぶ範囲は人間以外の快苦の主体や未来の世代にも及ぶという問題があるが、本稿では議論の簡略化のためにこれを扱わない。

¹²⁹ ここで想定しているのは、バーナード・ウィリアムズが「総督邸の功利主義」と呼び批判しているような状況である (ウィリアムズ, B 2020: 218-220)。

とはできない。この段階では、すべての人の幸福最大化は達成できないため、考えられる選択肢の中から最も効用を最大化できる政策を選ぶための功利計算が必要となる。その際、福祉国家が具体的な基準として依拠するのは、全員が勝者となれる状況に限定的なパレート効率性ではなく、敗者を生み出すことも厭わず厚生を総量を最大化できるKH効率性の概念である。よって、敗者を生み出すことがないような政策にこだわらず、誰かにある程度損失を生じさせたとしても厚生を最大化できるような政策を実施する。

(6-2-2) 契約主義の理想理論

パレート主義は、現実的な制約を踏まえた契約主義の一形態（具体的には第三次善の理論）であるため、理想化は、契約主義の中核的な原理を特定することから始める。第4章で説明したように、契約主義を基礎づけるのは「合意」の望ましきであり、合意を形成するには協力の利益を最大化する「効率性」、そして不満を最小化するうえで求められる対称性としての「平等性」が必要である。よって、効率性と平等性を中核的な原理として理想化を行う。

(i) 第一次善

契約主義における最善の理想状態は、効率性と平等性がともに最高水準で満たされるような社会的協働の形態が存在することである。協働から得られる利益が最大化されていると同時に、各人の分け前を完全に平等あるいは羨望なしに分配することができるため、いかなる協働の参加者からも不満が生じず、完全な合意が形成されている。

(ii) 第二次善

人間心理の基本的想定として、インセンティブを与えなければ積極的に社会的協働に参加しないことを前提とする。この時点で、効率性と平等性のトレードオフが生じるようになる。集団全体の効率性（協働のアウトプット）を最大化するためには、成員のうち誰かを熱心に働かせて協働のインプットを増加させる必要があるが、そのためには平等状態を逸脱し、勤労者の相対的な分け前を増やさなければならない。

しかしこの段階では「情報」の制約が無いため、ロールズの格差原理のような、市場経済の論理に反するが道徳的にはより合意されやすい、より平等主義的な解決策が依然として利用可能である。

(iii) 第三次善

財の適切な価格を決定するための情報が得られないため、経済の大部分に市場を活用し

なければ効率性が著しく損なわれると想定する。市場は、第二次善のレベルでは利用可能な経済制度の代替案と比べて、道徳的に合意可能な形にコントロールすることが困難である。特に、協働の主たる分け前である賃金を価格メカニズムによって決定することは、労働に対する需要と供給を把握し社会的生産を効率化するうえでは必須だが、これは平等性の原理にも功績性の原理にもかなわないため、道徳的には大きな妥協が求められることとなる。この時点で、契約主義の一形態としてのパレート主義が採用される。

(iv) 第四次善（パレート改善の困難：より詳細な経済学的事実の想定）

第三次善においては、パレート効率性が厚生経済学の基本定理が示す通りに実現可能だと想定した。しかしモリアーティが指摘するように、現実の状況を想定すれば、Win-Loseの構造の発生を一時的にも伴わないようなパレート改善は、ほとんど不可能である。よって、パレート効率性が規範的に最も優先される原理であり、社会の基本構造を決定するうえで依拠されるとしても、より詳細な部分においては、パレート効率性を犠牲にしない限りで他の規範に依拠する必要性が生まれる。パレート改善が不可能であるとしても、一切規範的な基準に依拠しないということとはできない。なぜなら、政策実践は何らかの規範に基づいて正統化されなければ、合意を一切形成できないためである。

例えば、最もマクロレベルでの経済制度として、中央統制経済ではなく市場経済を採用することは、パレート主義の観点から義務化されるだろう。しかし、市場経済の採用は長期的・マクロレベルで見ればパレート改善となるが、短期的・ミクロレベルでは勝者と敗者を生み出してしまふ。このような状況下では、マクロレベルでのパレート改善すなわち市場メカニズムそれ自体を損なわない限りで、他の規範的原理に基づいた政策を行う余地が生まれる。パレート主義の立場からは、例えば平等主義的考慮のために市場経済を廃止することは許容できない。しかし、例えば政府が偶然取得した用地をホームレスのための宿泊支援施設建設のために用いるか、営利企業がビジネスを行うための競売にかけるかは、パレート主義者からすると特に言うべきことがないのである。現実の公共政策の現場では、KH 効率性に基づく費用便益分析、すなわち功利主義に近い判断が行われることが多いが、これをより平等主義的な尺度に基づく判断に置き換えるべきだと主張することも、どちらもパレート主義の枠内で可能なのである。

(6-2-3) 理想化から導かれる含意

上記に見た通り、功利主義においては第三次善、パレート主義においては第四次善の理論において、KH 効率性に基づく判断、すなわち規則功利主義的な判断が採用されることが示された。以下ではこれらのモデル化から、功利主義とパレート主義のどちらがより適切に現実の福祉国家を説明しているかを検討するうえで、どのような含意が引き出せるかを論じ

る。

まず、功利主義の理想化モデルについて述べる。このモデルからは、優先主義について度々述べてきた、なぜ福祉国家は直接的に慈善的な再分配にほとんど従事しないのかという問題点を再確認することができる。KH効率性に依拠した実践は、福祉国家全体で見てそれほど顕著に見られるものではない。もし福祉国家が功利主義的な共感を中心的価値としているのであれば、富裕層の資産を一部没収し、低所得層の状態を効果的に改善するための再分配など、より明確な功利主義的实践を行うはずだと考えられる。ただし、そのような直接的な功利主義的实践は、労働意欲の低下などの現実的な障害から、社会全体の厚生を下げずには実施できないため行わないのだという反論が想定できる。

次に、契約主義およびパレート主義の理想化モデルについて述べる。契約主義的な福祉国家は、第三次善の次元においてはパレート効率性に依拠することで、社会的協働への合意を確保すると考えられる。そしてより現実的な経済学的想定を加えた第四次善においては、パレート改善の不可能な状況において、それでもなお合意を形成しようとする試みのもとで、KH効率性を含む他の規範的基準が採用されるであろうことが示された。ここから、契約主義モデルの想定下において、現実の福祉国家に内在する各規範がどのような地位にあるかを明示化することができる。すなわち、パレート効率性（協力の利益の最大化）は合意の形成が可能な規範としてもっとも優れており、第三次善において実現されるであろう規範であるため、他の規範よりも上位の地位にある。これに対し、KH効率性（共感）や、義務、権利、共通善といった諸規範は、より合意の形成可能性が低く、苦肉の策として第四次善の段階で採用される可能性のあるものであるため、パレート効率性よりも優先されることのない下位の規範である。パレート効率性が上位の規範であることを示す具体的な証左として、福祉国家型資本主義という、社会の基本構造がこの規範に基づいてると考えられるのに対し、KH効率性など他の規範は、パレート改善の困難な、より具体的かつ周縁的な領域において活用されるのみであることが挙げられる。

両理論を検討したうえで、福祉国家の功利主義的な説明に対して決定的な反駁を行うことはできなかった。しかし、功利主義モデルと比較して、契約主義モデルはより一貫した説明を与えられていると考えられる。功利主義的な説明では、現実的な制約を踏まえているのだという反論は考えられるが、やはり福祉国家が社会全体の厚生最大化に対する取り組みに対し消極的に過ぎることになってしまう。これに対して契約主義の説明には、矛盾を抱えた部分が無い。よって、福祉国家には契約主義的な原理が内在していること、そしてその原理を実現するうえで、パレート効率性の方がより上位の地位にある規範的基準であり、KH効率性はより下位の地位にある規範であるということが、暫定的にはあるが示せたものとみなす。

(6-3) パレート主義の現実性について

最後に、モリアーティにより指摘されたパレート主義のもう一つの問題点である、次善の理論の存在を考えると、パレート主義を現実世界の行動指針として用いることは困難であるという点について、簡潔に論じる。

本稿の応答は、パレート主義者がこの問題について解答を出すには、実証的な経済学の研究成果に基づかなければならないというものである。ヒースは、現在主流派の経済学者の間で常識的なものとなっている知見に依拠し、原則的に市場を競争的に保つべきだということなど、効率性を最大化するための具体的な行為指針を導こうとする。しかし、現在の経済学における共通理解が、今後も覆ることのないものだと考えるべき理由はない。経済学者がどのような政策や経済の状態をもっとも効率的であるとみなすかは、理論的な深化や、現実の経済構造の変化によって変わることがある。例えば市場と国家による規制の組み合わせを擁護するというパレート主義の中核的な規範的立場が可能になるのは、かなり最近の経済学の議論を踏まえているからこそだといえる。1950年代には、そもそも資本主義と社会主義のどちらが優れているのかという議論の決着がついていなかったのであり、契約主義者がパレート主義的な主張を当時の状況で行ったとしても、それは現在よりも具体的な証拠に乏しく、異論の余地が大きいものとなっていたはずである。また、市場の具体的な制度設計に対する主張を行ううえでも、常に最新の経済学的知見を反映した主張を行うべきだといえる。例えば、最低賃金が低スキル労働者の雇用に与える影響についての経済学者の見解は、従来はそれが悪影響をもたらすことへの合意が形成されていたが、現在では研究者間の意見が分かれるようになった¹³⁰。パレート主義を支持する道德哲学者が、最低賃金を規範的に擁護すべきか否かという議論をする際は、このような変化を反映して更新しなければならない。

よって、次善の理論をパレート主義にとって致命的だとみなすモリアーティの批判は過剰なものだといえる。完全競争市場を単純に目指すような施策が常に推奨されるべきではないとしても、そのような状況が現実にとりだけ存在しており、パレート最適を目指すことをとりだけ困難にするかは、実証的な経済学の研究結果を待ったうえで評価しなければならない。

¹³⁰ Geide-Stevenson and La Parra-Pérez (2024).

終章

この終章では、本稿の限界と、今後の展望について述べる。まず限界について、本稿には以下の 3 つの問題点があるといえる。第一に、本稿ではヒースの議論の全体像を把握するため、極めて広範な分野の研究を紹介したが、筆者の能力の限界から、そのすべてを十全に説明できたとはいいがたい。第二に、第 6 章第 3 節では、次善の理論が存在することを踏まえるとパレート主義に基づく規範的主張は現実には望ましい結果を生み出さない場合が考えられるというモリアーティの批判に対し、経済学の研究の進歩を待ったうえで判断すべきだと応答した。しかし、このような形での応答は、今現在、実際にビジネスに関わる人々が依拠することのできる道徳的な行為指針を提供するという、ヒースのビジネス倫理における試みを後退させることを意味する。第三に、第 6 章第 1, 2 節において展開された本稿の中心的主張、およびそのために用いた n 次善の理論の応用という方法論は、極めて粗削りなものであり、批判の余地を大きく残すものであった。

今後の展望として、道徳哲学および政治哲学において、以下の 2 点を進めるべきだと考える。第一に、本稿でもある程度議論を前進させたが、 n 次善の理論というヒースが提起した方法論には、依然として洗練される余地があり、様々な道徳哲学の議論において実際に適用できるものにするために、より議論を重ねていくべきだといえる。道徳哲学には、方法論に関する共通基盤がないという大きな問題があるが、 n 次善の理論はその有力な候補だといえる。第二に、政治哲学者は、不当にもまだあまり注目を集めていないパレート主義およびより広範な契約主義に関する研究を進めるべきである。契約主義は、明らかに大多数の論者にとって採用することを拒否できないような、自明の望ましさを有している。他の規範理論を支持している論者のうち、契約主義の意義を正しく理解したうえで、それを拒否できる正当な理由を示せるものがどれだけいるだろうか。極めて極端な運の平等主義や、行為功利主義、リバタリアニズムの支持者であれば何か反論を持ち合わせているかもしれないが、それは到達不可能な理想論となるだろう。社会のあるべき姿についての道徳的議論を、現実の政治社会に影響をもたらすことのできる形で行いたいと少しでも考える者にとって、契約主義はもっとも有力な規範理論となるはずである。

参考文献

- 安藤馨 (2007) 『統治と功利 功利主義リベラリズムの擁護』 勁草書房
- ヴァール, フランス・ドゥ (1984) 『政治をするサル チンパンジーの権力と性』 西田利貞
訳, どうぶつ社.
- ウィリアムズ, スティーブン・スチュアート (2025) 『宇宙の広さを知ったサル』 加藤智子
訳, みすず書房.
- ウィリアムズ, バーナード (2020) 『生き方について哲学は何がいえるか』, 森際康友ほか訳,
筑摩書房.
- エルスター, ヤン (2019) 「酸っぱい葡萄 功利主義と, 欲求の源泉」 栗林寛幸訳, アマル
ティア・セン/バーナード・ウィリアムズ編 『功利主義をのりこえて』 後藤玲子監訳,
ミネルヴァ書房.
- 岡田章 (2021) 『ゲーム理論 第3版』 有斐閣
- 神取道宏 (2014) 『ミクロ経済学の力』 日本評論社
- キムリッカ, ウィル (2005) 『新版 現代政治理論』 千葉真ほか訳, 日本経済評論社.
- ギンタス, ハーバート (2011) 『ゲーム理論による社会科学の統合』 成田悠輔ほか訳, NTT
出版.
- 栗田健三・古在由重編 (1979) 『岩波哲学小辞典』 岩波書店
- 斎藤幸平 (2020) 『人新世の資本論』 集英社
- 佐藤岳詩 (2017) 『メタ倫理学入門 道德のそもそもを考える』 勁草書房
- サンデル, マイケル/トマ・ピケティ (2025) 『平等について, いま話したいこと』 岡本麻左
子訳, 早川書房.
- 白川晋太郎 (2021) 『ブランダム 推論主義の哲学』 青土社
- 徐晨倚 (2024) 「水準低下批判に対する反論 : Slogan に対する再考」 『北海道大学大学院文
学院 研究論集』 23 :45-62
- スタノヴィッチ, キース・E (2025) 『THE ROBOT'S REBELLION ロボットの反逆
ヒトは生存機械にすぎないのか』 木島泰三・藤田美菜子訳, ダイヤモンド社.
- スタノヴィッチ, キース・E (2017) 『現代世界における意思決定と合理性』 木島泰三訳, 太
田出版.
- スティグリッツ, ジョセフ・E/ローゼンガード, ジェイ・K (2022) 『スティグリッツ公共
経済学 (第3版) (上)』 藪下史郎訳, 東洋経済新報社.
- 盛山和夫 (2011) 『社会学とは何か』 ミネルヴァ書房
- 盛山和夫 (2021) 『制度論の構図』 講談社
- セン, アマルティア (2022) 『不平等の再検討 潜在能力と自由』 池本幸生・野上裕生・佐
藤仁訳, 岩波書店.

- 田中拓道 (2023) 『福祉国家の基礎理論』 岩波書店.
- 田中拓道 (2025) 「今なお「政治」が重要なのか? —比較福祉国家研究の 30 年を振り返る」『比較政治研究』 11:39-57.
- ドーキンス, リチャード (2023) 『利己的な遺伝子 40 周年記念版』 日高敏高ほか訳, 紀伊國屋書店 .
- 中岡成文 (2018) 『増補 ハーバーマス コミュニケーション的行為』 ちくま学芸文庫
- 狭間直樹 (2008) 「社会保障の行政管理と『準市場』の課題」『季刊 社会保障研究』 44(1):70-81.
- 長谷川寿一・長谷川真理子・大槻久 (2022) 『進化と人間行動 第 2 版』 東京大学出版会.
- パーソンズ, タルコット (1974) 『現代社会学体系 第 14 卷 社会体系論』 佐藤勉訳, 青木書店.
- ハーバーマス, ユルゲン (2000) 『道徳意識とコミュニケーション的行為』 三島憲一・中の敏男・木前利秋訳, 岩波書店.
- ヒース, ジョセフ (2012) 『資本主義が嫌いな人のための経済学』 栗原百代訳, NTT 出版.
- ヒース, ジョセフ (2013) 『ルールに従う 社会科学の規範理論序説』 瀧澤弘和訳, NTT 出版.
- ヒース, ジョセフ/アンドルー・ポター (2021) 『反逆の神話』 栗原百代訳, NTT 出版.
- ヒース, ジョセフ (2025) 『資本主義にとって倫理とは何か』 庭田よう子訳, 慶応義塾大学出版会.
- 広瀬巖 (2016) 『平等主義の哲学』 斎藤拓訳, 勁草書房.
- ビンモア, ケン (2015) 『正義のゲーム理論的基礎』 栗林寛幸訳, NTT 出版.
- フーコー, ミシェル (1986) 『性の歴史 I 知への意志』 渡辺守章訳, 新潮社.
- ヘンリック, ジョセフ (2019) 『文化がヒトを進化させた』 今西康子訳, 白揚舎.
- 山岡龍一・大澤津編 (2022) 「現実と向き合う政治理論」 放送大学教育新興会.
- ロールズ, ジョン (2020) 『公正としての正義 再説』 田中成明・亀本洋・平井亮輔, 岩波書店.
- Bidadanure, Juliana and David Axelsen(2025). "Egalitarianism". *The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Spring 2025 Edition)*, Edward N. Zalta & Uri Nodelman (eds.), (2026 年 1 月 17 日取得 <https://plato.stanford.edu/archives/spr2025/entries/egalitarianism/>) .
- Cohen, M. A. and D. Peterson. 2019. "The Implicit Morality of the Market and Joseph Heath's Market Failures Approach to Business Ethics." *Journal of Business Ethics*. 159(1): 75–88 (first online 12 December 2017).
- Duhs, L.A.(2008) "Sen's economic philosophy: Capabilities and Human Development in the Revival of Economics as a Moral Science", *real-world economics review*, 47(3):173-191.
- Geide-Stevenson, D., & La Parra-Pérez, Á. (2024). *Consensus among economists 2020—A*

- sharpening of the picture*. *The Journal of Economic Education*, 55(4):461–478.
- Heath, Joseph (2001). *Communicative Action and Rational Choice*. MIT Press.
- Heath, Joseph (2009). “Habermas and analytical Marxism”. *Philosophy and Social Criticism* 35 (8):891-919.
- Heath, Joseph. (2013). Ideal theory in an nth-best world: the case of pauper labor. *Journal of Global Ethics*, 9(2): 159–172.
- Heath, Joseph. (2014). *Morality, competition and the firm: The market failures approach to business ethics*. Oxford University Press.
- Heath, Joseph. (2019), “Is the ‘Point’ of the Market Pareto or Kaldor-Hicks Efficiency?,” *Journal of Business Ethics*. Rev 7(4): 21–26.
- Heath, Joseph (2020). “The Machinery of Government: Public Administration and the Liberal State”, Oxford University Press.
- Heath, Joseph.(Forthcoming). “Critical Theory: une histoire raisonnée” in *How to Criticize Society*.(2026 年 1 月 17 日取得,
https://www.academia.edu/94410153/Critical_Theory_une_histoire_raisonn%C3%A9e)
- International Monetary Fund. (2025). Public finances in modern history: Government expenditure, percent of GDP [Data set]. IMF DataMapper.(2026 年 1 月 17 日取得
<https://www.imf.org/external/datamapper/exp@FPP/USA/FRA/JPN/GBR/SWE/ESP/ITA/ZAF/IND>).
- Leopold, David(2022) "Analytical Marxism", *The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Fall 2022 Edition)*, Edward N. Zalta & Uri Nodelman (eds.), (2026 年 1 月 17 日取得
<https://plato.stanford.edu/archives/fall2022/entries/marxism-analytical/>) .
- Lipsey, R. G., & Lancaster, K. (1956). “The General Theory of Second Best.” *The Review of Economic Studies*, 24(1):11–32.
- Moriarty, J. (2019). “On the Origin, Content, and Relevance of the Market Failures Approach.” *Journal of Business Ethics*, 1–12
- Posner, R. A. (2000). Cost - Benefit Analysis: Definition, Justification, and Comment on Conference Papers. *The Journal of Legal Studies*, 29(2):1153–1177.